

明治末期の「憲政」論の展開

——憲政擁護と国体護持の論理構造——

田 中 和 男

はじめに

- I 政界レベルでの「憲政」論
- II ジャーナリズム・論壇における「憲政」論
- III 美濃部・上杉の「憲法」論争と国体観
むすびにかえて

はじめに

日露戦後から大正期にかけてのわが国の政治において、鋭い争点の一つとなつた問題は「憲政の常道」の確立であった。

明治初年以来の日本の政治的近代化をめぐって論議に付された「民権」と「國権」の対立的契機は、「欽定」された大日本帝国憲法と、その精神的基盤である教育勅語によつて克服され、近代天皇制国家は、日清・日露両戦争の「挙国一致」体制を通して、その支配的構造を確立したといわれている。戦時体制を常時化した日露戦後は、国家独

立という「多年宿題の解決」をみたとの「政論の骨子を失つた」（三宅雪嶺）時代であった。しかし、同じ時代は、「貧富隔離」に象徴される「社会問題」が登場し、地方的利害と、政治上の勢力としての「民衆」が浮上する時代でもあった。混乱する社会に秩序を与えるとする政府＝支配層の内部でも、増税の平時化＝継続をめぐって、政府と民間ブルジョアジーの対立が惹起せられ、狭く「政界」に視野を限定して見ても、藩閥内部での山県から桂への勢力移動、政友会での伊藤－西園寺から原への指導者の交代、さらに政府部内での各省の対立、とりわけ軍事官僚の抬頭、等々の様々な解決すべき課題を抱え込むに至った。

この時期の「社会問題」に対する政策的対応の象徴が「地方改良」であったとするならば、新しい政治勢力の抬頭や、政治的制度改革の要請への対応の象徴として「憲政の常道」が掲げられた、といえよう。

「明治末期における政治的変革のキー・ターム」（金原左門）として、明治憲法の実質化をめざす「立憲政治」ないし「憲政の常道」が主張されたことの意義については、後の「護憲運動」すなわち、吉野作造らの民本主義の主張の展開とも関連して、この際、次の二点に注目しておく必要がある。（一）、プロイセン・ドイツを模範とした「恩賜」憲法が、国民の政治意識（思想）を内在的に規定する一つの要因として、すでに、一定程度、定着＝「伝統」化していたということ。（二）、制度改革の方向を含み持つ「護憲」意識の中に、憲法の定着＝「伝統」化をもたらした明治時代や一個のカリスマとしての明治天皇の偉業（「偉大な天子と偉大な時代」）を承認する姿勢が潜在していたことである。「護憲」、「憲政」というスローガンも既成の天皇制国家の制度とイデオロギーを前提にした主張であり、必ずしもそれらを根本的にくつがえす志向性をもつてはなかった。この意味で、幕藩体制崩壊後の国民の政治・歴史意識の空洞を、明治新政府はある程度埋めることができ、ある方向性を与えることができたのであつた。

しかし、明治憲法自体が、先行した自由民権運動（國民主權ないし人民主權の主張）と藩閥政府（君主主權）の対立を凍結したという性格（國家主權あるいは君民共治による妥協）を持っていていたことにはあらわれてゐるようだ。明治末から大正期に至る「憲政」の主張の内部にも相矛盾する要素が含まれていたことが看過されはならない。その象徴的事件として、美濃部達吉と上杉慎吉の所謂「憲法論争」があつた。周知のように、この論争は、主権とは何か、國体・政体の区別如何という学問的対立をめぐって展開されるが、その社会的基盤として「憲政擁護」意識と運動の存在を軽視することはできない。それは、漠然たる「護憲」意識に基づく諸運動に、政治的方向を示唆する理論を提示することをも課題の一つとしていた。一方においては、国家法人説の名の下での國民主權を実質化する方向、他方では、天皇＝國家主權の強調によって国民を政治的に包摂する方向——ここでも、憲法成立期の「憲法」をめぐる相矛盾する性格が拡大再生産されていた。

本稿では、「憲法論争」→大正デモクラシーの潮流を視野に入れた上で、明治末期の「護憲」世論（意識）の動向の一端を検討することにしたい。第一章では、政府ないし政界レベルでの「憲政」論を、明治四一—二年の憲法制定二〇年記念祭の時期を中心にして概観する。第二章では、同時期の諸論者の「憲政」論の内実を、ジャーナリズム・論壇に焦点を当てて検討したい。

そして第三章において、これら様々な「憲政」論が担う思想史的な課題の一端を、美濃部—上杉論争の周辺に照準を定めて考察することにする。本章で述べる主要な論点は次の二つである。(一)、この論争は第一義的には法学上の論争であり、さらに学問的態度とは何か、学問と政治の関係如何といった学問論をめぐって行われた。ここには大正政変から護憲運動にかけてみられた「政治の季節」の中で現実政治（政策）から分離した、客観的な学的 세계의確立が

希求されていた。(二) 明治憲法の理想像をそれぞれの立場で深化・具体化させようとする両者は、「制度」としての憲政を立派に運営するためには如何なる「精神」が必要とされるのか、さらに「日本人」ははたしてその「精神」を持っているかどうかといった国民性＝国民文化の探求へと論点を進めていった。論争の外延は、同時代の德育論－南北朝正閨問題ともからまって、広く日本文化論、政治文化論にまで拡がっていったのである。こうした中で、日本歴史に対する新たな認識、さらに一見非政治的なものへの逃避とも思われる民衆の「心意」現象への独自の接近＝民俗学の「学」としての成立がもたらされることになる。一方における学的世界の確立の試みは、現実の社会に対する事実に即した観察（社会科学的認識）の前提でもあるが、この試みが展開されていく過程で、前述の国民性＝日本文化論に含まれていた日本歴史（発生論的歴史）への関心は現実の歴史性の認識（社会体制＝歴史認識）へと導かれていた。さらに、「憲政」論争に潜在する「社会認識」と「歴史認識」の萌芽は大正期の社会諸科学の日本への導入とその日本の現実への適応の過程の中ばかりではなく、「常民」の自己認識の学としての民俗「学」にも継承されていくであろう。

本稿が対象とする諸論点については、それぞれ多くの先行論文が発表されている⁽¹⁾。それ故、本論文が新たな事実や主張を加える余地は特になさそうにも思えるが、右のような視角のもとで、明治末期の「憲政」について国民各層のあいだにみられる関心の昂まりを、護憲運動→大正デモクラシーへの歴史的進展の中で把えようとした一つの試論である。

注(1) 鈴木安蔵、家永三郎などの古典的な諸労作のほかに、近年の宮本盛太郎の諸稿に至るまで、明治末年の「憲法」論争、天皇機関説にふれたものは多い。本稿もこれらから大きな影響を受けているが、いちいち注記することはしていない。

I 政界レベルでの「憲政」論

明治憲法が制定・公布されて一〇年を経た明治四一（一九〇九）年二月一日、政府＝議会＝民間人の一致協力の下で「憲法発布二十周年紀念祝典」が開催された。発起人は、当時の東京市長・尾崎行雄、東京商業會議所会頭・中野武昌、大資本家・渋沢栄一等であった。桂首相、諸大臣、衆・貴両院議員も参列している。後年の護憲運動の最右翼を担うことになる尾崎、当時の三悪税廃止運動の指導者である中野、政府＝官僚との親交の厚い渋沢が一致して憲法発布を祝っているところに、「憲政」イメージの多面性を窺うことができる。しかし、各々の差異は表明されず「國家の隆昌と国運の慶福とを思はせられて」天皇が国民に「下賜」した「憲法の精神」を「銘記」し「上下一致憲政ノ美ヲ済シ以テ聖徳ニ答ヘ奉ラン」という共通の目標のみが強調された。⁽¹⁾

この時期に、政界が一致して「憲政の済美」を主張した理由として次のことが考えられよう。一般的には、都市と農村の対立、貧富隔離に象徴される「社会問題」の進展に伴う社会結合の弛緩とアノミー現象の噴出がある。これは、明治四〇—四一年の日露「戦後恐慌」によって倍加されたであろう。政治的には、日露戦中の増税政策の平時化に対する中・小資本家層の反政府（議会）運動の昂揚、明治三九年、四二年（一月）東京での都市下層民まで巻き込んだ市電運賃値上げ反対の都市民衆運動の激化が挙げられる。この中で、政友会の圧倒的勝利に終った第一〇回総選挙（四一年五月）のあと、西園寺（政友会）内閣は「毒殺」され、桂太郎が再び組閣することになる（同年七月）。桂内閣は、人心と政界の動搖を統合する第一着手として、国民を名宛人とする戊申詔書を喚発した（同年十月）。この戊申詔書の精神に基づいて、所謂「地方改良」運動が農村の（精神的、経済的）荒廃を再建すべく展開されると共に、

上下一致による国家隆昌を準備する基礎として「憲政済美」をめざす「憲法発布紀念祝典」が開催される。

このように、政府^①支配層の意図に則して見れば、廃税運動・市電運賃値上げ反対等の都市民衆運動に対する「国民統合」の施策として主張されたのが、「地方改良」の一変^{ヴァリエイション}型である「憲政」であった。実際、前記の祝典においても、東京市民は「憲政の基礎」である「自治体」を「自治の本旨」に基づき発展させることを通して「憲政の進歩に貢献」する必要のあることが決意表明されている。⁽²⁾ここでは「憲政の進歩」の名目で、中央政府にとっての地方としての東京という「自治体」再建が求められている。「地方改良」は「自治の本旨」を再生することを通じて、明治国家の制度的枠組である「憲政」確立と関連していたのである。

ところで、政界における「憲政の常道」確立の主張は、それ自体としては、この時期にのみ固有なものではない。既に立憲改進党、憲政党、立憲政友会が明治三〇年代迄に存在していた。しかし、これまでの「憲政」の主張がどちらかと言えば、藩閥に対抗する政党側に多く見られたのに対して、三〇年代後半以降にあっては、藩閥側も、自らの政治支配を維持するために「憲政」の名目を用いざるをえなくなる。そこに、「憲政」観の質的な転期を見ることが可能であろう。象徴的な事件として、藩閥の頭目である山県有朋が「憲政」を是認する発言を行つたことがあげられる。

前述の「紀念祭典」の前年（明治四一年）、即ち西園寺内閣末期に、元老—政治家という狭義の政界レベルで、憲政施行二〇年を祝う集会が既に開催されていた。憲法制定会議が催された建物を「下賜」された伊藤博文（前政友会総裁）は、その再建した別邸の「座敷開」を兼ねて、憲法制定記念の集会を主宰した。この会合では、伊藤が憲法制定時の挿話を語ったほか、政党内閣に反対して超然主義を唱え當時も「憲法中止論までなしたりとの噂ありし」山県

有朋が「憲政は歐米人の特有にあらず、我憲政の前途多望なりと演説し」て、政友会の実力者・原敬を驚かした。⁽³⁾

このことから山県の態度に見られるように既成事実としてであれ、また現体制を幾分改革せんとする意図を伴つてあれ、「憲政」を承認せざるをえない雰囲気が、この時期に政府—政界レベルで醸し出されたと推測することもあながち不当とはいえない。藩閥派の国民協會—帝国党—大同俱楽部に連なる中央俱楽部（明治四三年発足）は「資本労働の関係を調停し、階級的反撥の憂を未然に防ぎ、民族的團結の基を鞏⁽⁴⁾くすることを「憲政有終の美を済す所以」としているが、西園寺内閣崩壊後、歐米旅行を経験した原敬も、「各地民力の發達は驚くべきものにて、官僚政治の盛んなりし露國すら今は屏息して民意に聴き又独逸の如きも今は帝国議会に其權力を奪はれんとするに至」⁽⁵⁾ったという現状認識の上に立つて、日本においても「立憲政治の益々發達を計らざるを得ざる事」を確認していた。

政界レベルでの「憲政」に対する関心の噴出は、明治一二〇年代の西欧法の「繼受」—法典編纂の段階から、それを「いかに日本的に消化するか」という新段階へと展開したことを示している。⁽⁶⁾勿論「憲政」論の内実には、論者の立場・関心による多様性が現われていよう。本章では政界の「憲政」イメージの具体相として、山県＝桂系の「憲政」論と政友会＝原敬のそれとを簡単に見ておきたい。

山県＝桂系の論者として、ここでは一木喜徳郎を取り挙げてみる。一木は東大教授として、後述の民本論者・美濃部達吉にも影響を与えたとも言われるが、桂内閣では内務次官を勤め、半官半民の講演会でも通俗化した立憲論を述べるなどして、山県＝桂系に層する官僚として辣腕をふるつた。⁽⁷⁾

一木にとって、「憲法政治」は明治維持新以降の国家発展の基本的方向であった。従つて、大井憲太郎や加藤弘之等によって交された自由民権初期の「憲法」論争も憲法制定の是非についてではなく「時機の如何の問題」であった

と認識されている。⁽⁸⁾しかし「憲法」が「國家の権力の専横」を制限する「一つの保障」であることは認められても、この性質を持つ憲法が形成されるのは諸外国、就中「革命を経て憲法を無理やり獲得したといふやうな歴史」を持つ國に限定されていた。⁽⁹⁾日本の「歴史は、全くこれと異つて」おり、政治を「臣民の協力によつて保持する」天皇の「大御心」から憲法が与えられたのである。⁽¹⁰⁾ここでは憲法が國民による「権利のための闘争」によつて獲得されたことが否認されるばかりか、「恩賜民權」を「恢復民權」に転質させる「^{バスペクティヴ}展望」も鎖され、さらに、日本においては、革命・闘争をもたらす利害の衝突そのものが存在すべきないと主張されることになる。彼によれば、「國家」を「個人の利益を増進するの手段」とみる説や、「議会」は「人民の利益の代表する」とみなす「利益代表の思想」は「根本より謬て居る」という。⁽¹¹⁾勿論、「私欲」は「人間通有の性質」であり、「社会の最も強大なる原動力」ではある。⁽¹²⁾しかし「利益代表の思想を論理的に敷演」すると「無資産者」の政治参加を是認する「普通選挙」を将来し、それは当然「女子の参政権」へと導くことになろう。利益代表の範囲を拡大していくば、国会は農民・商工・労働者等の代表者が相争う「利益争奪の修羅場」と化し、遂には封建國家や官僚政治の「少数の暴」に代つて、「多数の専横」が登場してくるほかはない。⁽¹⁴⁾

農民、労働者、女子という不定形な^{マス}多数の「専横」を阻止するものとして主張されるのが「代議政治」とともに「自治行政」をも含むとされる「憲政」であつた。⁽¹⁵⁾国民→(政党)→議会→政府というヒエラルヒーをもつ「代議政治」を、政府が上から国民を指導・規制する「自治行政」が補完することによつて「憲政」を達成するという構図に、地方自治創出に際しての山県の意図——中央の政争に対する藩屏としての地方自治、中央の行財政を支える小宇宙としての地方自治——の再生を読み取ることは可能であろう。こうして、政治の国民的基盤を拡大する「憲政」も、国

民が政治に自らの利害と意図をもつて主体的に関与する側面が排除されて、政府＝官僚による上からの行政＝「国事の負担に任せしむる」ことが強調される。⁽¹⁷⁾ 国家（政府）－国民の関係において、国家は国民に対して自らの義務（納税、徴兵等）を尽すことを要求する権利を持つが、国民が国家の行動を規制する権利を主張することはできない。例えば、「貧民の状態を成る丈改善」したり「労働者の境遇を成る丈宜く」することは「富者」や「政権を司つて居る者」の「徳義上の義務」＝「推讓」ではあるが、貧民や労働者が「自己の権利として主張」しうる「法律上の義務」ではない。⁽¹⁸⁾ 国家－国民は両者の相互が権利・義務を持つ法的関係ではなく、国家から国民への道義的・政治的関係（国民側の従属と国家の慈惠）の側面のみが強調される。ここでは、「公衆の安寧秩序を保護して、其災厄を除き、其幸福を増進する」ことが国家の任務とされるもの、 「公衆」は個々の利害を追求するものとは見なされず、国家は「利益をそれ（＝国家－引用者註）がために犠牲に供せしめ得る権利」を持つことができる⁽¹⁹⁾のであつた。同様にして、国民－国会の関係を示す「議会政治」についても、「選挙人が委任を与へた」時代から「議員は全国を代表するものであつて、選挙区を代表するものではない」時代に変化することになり、議員の選挙も、利益の自己主張から解放された国家行政という「公務を負担」する資格を備えた「適材」を選ぶこと以外に「何の意味もな」くなつてしまふ。⁽²⁰⁾

山県一木が承認する「前途ある我憲政」とは、それ故、国民の自由を護持するために国王＝政府の専権を抑え、国民の参政権を認める近代的立憲主義に根拠づけられたものではなく、この近代を「歐米人の特有」だとして排除した上で、国民の利益主張＝「多数の暴」に対して、国家＝天皇の親愛で対抗し、それを包摂する意味での「民本」政治の原理を示すにすぎない。前記の中央俱楽部の労資の協調する社会政策によつて民族團結をもたらすという主張や、

「大逆」事件後の民心収攬策として設置された「済生」会の中に、この姿勢が貫徹している。そして西欧近代に対抗する「日本の憲政」を根拠づけるために強調されるのが、日本歴史の特殊性＝伝統的国体論であった。国家＝国民の関係についても、権利・義務の関係が欠如した点が、日本の「国体」として称揚される。一木の革命なしの憲法制定という指摘は、山県の次の如き主張と同質であろう。「日本に於ける君主と臣民との関係は、征服者と被征服者との関係ではない。……日本の建国の初めから、^(ママ) 天皇は日本民族の宗家であると云ふ觀念は終始渝らないのである。⁽²³⁾」山県の「日本の憲政」への楽観は、この觀念＝国体論が現存・永続することへの楽観にほかならない。この背景には、教育勅語を頂点とした「精神構造としての天皇制」（色川大吉）が日清・日露戦争以降、国民内部にも定着したことがあることは言を俟たない。明治末期の「憲政」論義が、日本の歴史・文化＝国体論をめぐって展開していくことになる一つの理由がここにあった。こうして、「日本の憲政」の根拠が建国の神話と天皇の慈惠政治という国体論におけることによって、憲法政治も、西欧を模範とする「外在的なもの」ではなくなり、天皇が臣民をしろしめすという伝統の中で「自生的なもの」として培かれてきたと考えられるようになつた。維新以来の成文法典としての憲法制定過程も、これまでの国体の中に潜在した慣習的憲法現実を顕在化したにすぎない。この国においては憲法が欽定され、事実上の天皇主權＝臣民協賛が規定されている点に国体につながる憲法の精神が現われているという。憲政を日本の天皇制の枠内で読み換えられた伝統＝国体の中に定着することによつて、近代的「憲政」が持つ反封建・反権力（権力を制限する側面）の要素を取り除くことこそがめざされることになつた。

それでは、この山県一桂系の「憲政」論に対して政友会＝原のそれはどのようなものであったか。

憲法制定の功労者・伊藤博文が満州ハルピンで暗殺された（明治四二年一〇月）直後に開催された政友会在京議員

総会において原敬は、伊藤が「憲法の起草者」「憲政の擁護者」であったことを称揚すると同時に、伊藤を失つても「憲政の発達」という「世界の趨勢」に変化がないことを強調した。⁽²⁴⁾さらに、山県一桂を名ざしにはしないものの「憲法政治に藉りて實際は專制政治を行はんとする政治家」の存在を批判し、それに対し政友会は「国民多数の輿論」を背景にした「政党の力」による政治⁽²⁵⁾「憲政」を実現せねばならぬことを力説した。⁽²⁶⁾原敬だけでなく、総裁西園寺も、国会議員が「国民の代表」であり「憲法に関する責任を有」つことを屢々述べており、政友会としても「憲法を大成」し「憲政の美景」を実現することをその任務として表明していた。⁽²⁷⁾

このように、前述の山県一桂派の「憲政」が、国民多数の暴に「対抗する政治」を意味するとすれば、政友会の「憲政」は国民多数の輿論を「背景とする政治」と特徴づけることができよう。山県一桂派が多数の暴たる各個の利害主張を排除し、暴を収攬する「公益」の実現を求めたのに対して、政友会は多数の輿論としての利害主張を政党存立の基礎とした。日露戦後の地方的諸利害の噴出という政治状況の中で輿論による政治を強調する政友会は、地方での議員数を増加させ、政党を藩閥に対峙しうる政治勢力とするためにも、「地方地盤の開拓」⁽²⁸⁾をしなければならない。こうして政友会は地方的諸利害を媒介する組織者としての政党になる必要があった。

政友会の地方的諸利害への着眼は、確かに、山県一桂派の利害主張の否認とは異なっていた。事実、藩閥系の中央俱楽部は地方的利害に固執する政友会の姿勢を暗に批判していた。⁽³⁰⁾しかし、政友会が地方的利害を是認することは、必ずしも、国民各層が特定の地方的利害を主張してもよいということにはならない。事實上一つの利害を是認することは、とは他の利害を否認することになりながらであり、諸利害の葛藤を国民全体の一一致した利害で組織化することは困難であった。この困難を克服するために、郡制廃止・鉄道建設などの積極政策を展開する原敬の手腕が發揮されること

になる。⁽³¹⁾ 地方的諸利害が自立するのを押えるためにも、議員＝国民代表が説かれることになる。ここでも地方的利害は政党＝政友会に統御されるという条件の下で認められるにすぎず、多様性・多層性ある地方的利害そのものが、下から自発的に主張され、政友会の政策を掣肘し方向づけることは拒否されている。このことは、明治四三年度予算の減租論をめぐる政友会幹部と院外団体との関係にも現われていた。幹部は院外団＝他の野党の「輿論」である一分減租を背景として政府（桂内閣）と交渉しながら、結局政府が主唱する六厘減租と妥協した八厘減租を準与党・中央俱楽部とともに承認するに至った。

このように、政友会・原の「憲政」は多数の輿論を背景とする政友会の政治ではあっても、輿論を担う多数自身の政治ではなかった。この意味では、政友会が地方＝国民という下からの政治組織化をめざしたと評価することは必ずしも妥当ではない。山県一桂派の官僚＝政府による上からの国民組織化とは言えないまでも、政党＝政府による上からの組織化ではあった。両者の表面上の差異にもかかわらず、類似性＝同質性が存在することを無視することはできない。しかし、ここではひとまず、「世界の趨勢」である「憲政」が国民の輿論による政党の政治であることを政友会が主張するところに、山県一桂系の「憲政」論との差異があつたことに止目しておこう。この差異こそが、政論の骨子を失い、情意投合した桂園時代において、一種の波乱をひきおこすことになる郡制廃止論を原敬が強引に展開せねばならなかつた理由であった。

周知のように、山県・桂派にとって、顕在化する地方の利害対立を収攬して、国家の藩屏となるべき地方政治の主体は、選挙によつては選ばれない無給の公民＝「名譽職」であつた。⁽³²⁾ 具体的には自作地主、寄生地主を主とする地方名望家が想定されていた。この地方名望家を再組織化するものとして明治四〇年代以降「地方改良」運動が推進され

た。地方名望家・篤志家は村長・学校長等の官製のルートを通して政府＝内務省に包摂されることがめざされていた。⁽³⁴⁾

この同じ地方名望家層を自らの政党の「下部構造」として組織化せんとしたのが政友会＝原敬であつたと言えよう。

所謂「恒産ある地方の名望家」という同じ対象を官僚が組織化するか政党が組織化するかをめぐって争われたのが郡制廃止の問題であつた。⁽³⁵⁾ 原敬の郡制廃止案も、実質上郡長や郡役所を廃止するものではなく、反対に郡長の権限を強化する意図を持っていたと言われているように、原の意図するところによれば、地方を直接統治する府県＝郡を山県

－桂の手から奪取することが重要であつた。⁽³⁶⁾ 現状では府県＝郡が山県－桂派の人物によって把握される傾向が強いが

故に、郡制廃止への原敬の執着は強くなつた。しかし原の郡制廃止→山県閥の弱体化→政友会の政治力の伸長という構想を乗り越えて、郡制廃止が「郡役所廃止」という「輿論」に転化する時、その「輿論」は政友会が依拠すべき真正の「輿論」ではないとして無視されることになろう。⁽³⁷⁾ ここでも「輿論」は、あるがままの「輿論」や「輿論」の担当手からは分離されて、政友会によって上から統御・支配されるものになつてしまふ。

利害主張の存在を承認するか否か、それを政党が組織するか、「公益」を実現する天皇の官吏が組織するか、という点についての差異は確かにあつたとしても、近代的憲政が前提とする国民の政治参加の側面について言えば、政党－国民、官僚－国民の関係を下から（国民の側から）掣肘（＝制限）することは承認されていない。この点では、原＝政友会と山県＝桂派の「憲政」イメージにはそれほどの質的な差異がなかつたとも言える。一見対立しているかに見える利害主張の評価についても、差異と同時に類似性を読み取ることができる。一木に代表されるように、山県－桂派は利害主張は秩序を紊すものとして否認していた。しかしその背後に、現実の社会が諸利害の対立であることが認識・前提されていることが看過されはならない。現実の利害対立への危機感のゆえに、当為としての利害対立

の無化をかかげたのであった。政友会・原も、この認識には変りはなかった。ただ政友会・原にあっては、官僚政府による上からの強圧的な利害対立の無化という方向を探らず、政党によつて利害対立をある程度調整する方向を選んだのであった。両者はともに、利害対立を担う諸個人が事実として存在することは認識していたが、諸個人自らが自立化することは予定されておらず、一方は「公益」で諸個人を包摂することにより、他方は「地方的利害を組織化」することによつて、利害対立の現実を止揚せんとしたのであった。その方向を、それぞれが「憲政」という明治国家のたて前で表象したのである。

山県一桂派が自らの「憲政」の道を日本に定着化させる根拠として主張したのは、前述したように「憲政」が日本の国体に合致することであった。それに対して、政友会一原にとって、「憲政」が日本においても開花せねばならない理由とは何であったか。既に述べたように、伊藤暗殺に対する弔辞の中で、憲政を創始した元老なきあと日本の憲政実現・国家の基盤強化を危ぶむ声の噴出に対し、原敬は、憲政・国家の基礎が既に固まっていること、さらに「世界の趨勢」から考へても「前途に於て政党は益々発達し、国家は眞の憲政に達すると云ふことも亦疑ない」ことを述べていた。⁽³⁸⁾ここでは「憲政」の確立が「世界の趨勢」という自然発生的進化に依拠することが強調されているのに止目する必要がある。「世界の趨勢」はあくまでも外国（就中欧米）の憲政の発展を意味するが、その発展を支える国民レベルでの「権利のための闘争」には注目されないばかりか、日本における底辺からの諸利害主張の噴出は必ずしも「趨勢」としてはとらえられない。従つて、建国以来の憲政の伝統を強調する国体論とは乖離しているとはいえ、根拠とされる日本の憲政の維新以降の「四十年の歴史」も「世界の趨勢」を象徴するものではあっても、所与の条件にすぎず、幾多の国民の犠牲」「権利のための闘争」を伴つた歴史とは把えられていない。この意味で、次章で述べ

る『東洋經濟新報』の「憲政」論が、日本の維新後の憲政史を自由民権運動の伝統との繋りで考えようとしたのとは大きく異っていた。政友会——原敬の「世界の趨勢」は、その政党が国民の下からの掣肘を排除した名望家・幹部政党にすぎなかつたのと同様に、国民の自由・権利擁護の主張とはかけはなれたものであつた。國体論が建国の神話から自然発生的に展開される流出論であるのと同様の性格を、この「趨勢」論は持つていたのである。山県——桂派が国民の政治参加を認容する立憲政治を、建国の神話の流出論（國体論）によつてあからさまに排除したのに対し、政友会——原は、西欧に起源をもつ流出論（世界の趨勢）によつて自らの政党の存在理由を弁証しながら、政党の独立を危くする上（藩閥＝官僚）と下（国民）からの動きを阻止しようとしたのであつた。

注

- (1) 『立憲政友会史』三巻、七〇—七八頁。
- (2) 同右、七二頁の発起人式辞参照。
- (3) 『原敬日記』、明治四一年二月一日条。またこのことについては同年二月一二日付『東京日々新聞』（『新聞集成明治編年史』所収）参照。
- (4) 大津淳一郎『大日本憲政史』六巻、四六九頁。
- (5) 前掲『原敬日記』明治四二年二月二〇日条。
- (6) 日本評論社編『日本の法学』（一九五一、日本評論社）、三頁の末弘巖太郎の発言。
- (7) 一木については鈴木安蔵『日本憲法學史』（一九七五、勁草書房）参照。美濃部達吉との関連では、家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』（一九六九、岩波書店）、松尾尊児『美濃部達吉』『大正デモクラシーの研究』（一九六六、青木書店）參照。
- (8) 一木喜徳郎「自治の本義」『第一回地方改良事業講演集』（上）（一九〇九、内務省）八頁。
- (9) 同右、三頁。

- (10) 同右、九頁。
- (11) 一木、「自治と報徳」留岡幸助編『報徳之真髓』（一九〇八、警醒社）九四十五頁。
- (12) 同右、九八頁。
- (13) 同右、九三十四頁。
- (14) 同右、九六一七頁。
- (15) 同右、九八頁。
- (16) 山県の「地方自治」制度化の意図については、大森鐘一、一木喜徳郎編『市町村制史稿』（一九〇七、本稿では一九一四、中央報徳会版使用）参照。
- (17) 一木、前掲「自治と報徳」九八頁。
- (18) 一木「推讓の精神」留岡幸助編『報徳之研究』（一九〇七、中央報徳会）三三六頁。
- (19) 同右、三三九頁。
- (20) 一木、前掲「自治の本義」二五頁。
- (21) 一木、前掲「自治と報徳」九八頁。
- (22) 近代的立憲主義については、清宮四郎「憲法の法的特質」田中一二郎他編『日本国憲法体系、第一巻』（一九六一、有斐閣）、九頁参照。
- (23) 大津、前掲『大日本憲政史』六巻、六九一一二頁に山県有朋実話として記載されているもの。
- (24) 前掲『立憲政友会史』三巻、一七五六六頁。
- (25) 同右、一七七頁。
- (26) 同右、一七四一七九頁参照。
- (27) 明治三八年三月議員総会での西園寺の演説。『立憲政友会史』第二巻、一二三頁など参照。
- (28) 例えば明治四〇年「政友会党論」（同右書、四九四頁）、四二年「定期大会宣言」（前掲『立憲政友会史』第三巻、四五頁）など参照。
- (29) 明治四四年一月定期大会での幹事長・伊藤大八のあいさつ。同右書、三三一九頁。

(30) 明治四四年九月、大浦兼武の演説。同右、四三八頁。

(31) この時期の原敬の政治的手腕の発揮については、テツオ・ナジタ、佐藤誠三郎監訳『原敬』（一九七四、読売新聞社）参考照。

(32) 前掲『立憲政友会史』三巻。

(33) 「名譽職」制度の地方自治への導入過程を分析したものとしては石川一三夫「日本における町村名譽職制度の導入」『阪大法学』八八号参照。

(34) この時期の「地方改良」運動の展開については拙稿「『地方改良』理念の一断面」『同志社法学』一五一号参照。

(35) 服部之総『明治の政治家たち』下（一九五四、岩波書店）。

(36) 「余は郡制を廃止して山県系を一挙に倒し、其惰力によりて今年の府県会議員総選挙を終り、明年の衆議院総選挙に臨み、政党の全勢力を伸張して大に国政に利せん」と原敬は郡制廃止の意図を述べている。『原敬日記』明治四〇年一月一四日条。

(37) 「郡制廃止」を「郡役所廃止」にまで具體化して主張したものとして猶興会の花井卓蔵がいた。前掲『大日本憲政史』六卷、とりわけ二八九頁。

(38) 前掲『立憲政友会史』三巻、一七八頁。

(39) 同右、一七九頁。

II ジャーナリズム・論壇における「憲政」論

前章で述べた明治四二年二月の「憲法発布二十周年紀念祝典」は国民レベルにはそれほどの反響をもたらさなかつた。なるほど『立憲政友会史』は会場の日比谷公園への「入園者其の幾万なるを知らず」と描写してはいる。⁽¹⁾しかし

当時の『太陽』の浅田江村「憲法満二十年」（明治四二年三月号）と題する論説では次の如く述べられている。憲法発布時には部分的であれ国民の「政治的覚醒」が存在したのに対して、現状は「国民の憲法に対する情熱は多大の冷

却あるを否むべからず、今年、満二十年の祝日に際し、此感殊に深きを覚ゆ。」また『東洋経済新報』（一以下『新報』と略す）も「社説」（明治四二年三月十五日号）の中で「這般憲法二十年の祝典を挙ぐるに際し、満天下の輿論が如何なる反響を以て之を迎へたるかは、吾輩今は是を説くに忍びず」と述べて、国民の「憲政」に対する無関心を暗示している。

勿論、国民レベルでの「憲政」への無関心は、「憲政」の現状に対する満足と「憲政」イメージの不在を意味しない。前述の『太陽』の記事は「憲政」の現状を肯定する立場から国民の無関心を指摘したものであるが、『新報』の社説は「憲政の現状に就ては、今や不満の空氣天下に充满せり」と述べて、無関心の下に現状批判の漠然たる「憲政」論が潜在することを主張していた。「憲政」に対する無関心は「憲政」の機能や実態が理念としての「憲政」からひどく乖離しているからであり、それ故現状の「憲政」批判という形で「憲政」理念が噴出する場合も多かつたであろう。足尾鉱毒問題とともに生きた元衆議院議員・田中正造がこの時期に議会批判と憲政否認論をさかんに展開したのも、これにあてはまると思われる。⁽²⁾本章では明治四二年前後のジャーナリズム・論壇での「憲政」論議の一様相を、前章でみた政界でのそれとの異同を念頭に置きながら概観しておくことにする。

さて、後に大正デモクラシーの理論的指導者として登場することになる若き日の吉野作造は、日露戦中の明治三八年、「主権の發動は人民全体の利益を保護進歩する」ことにあるとする「立憲制度」の理念と、日本の「立憲政治の現状」について述べているが、そこには後の「民本主義」の萌芽のいくつかが示されていた。⁽³⁾吉野によれば「立憲制度の眼目」は「元首の行動は政府之を制し、政府の行動は議会之を監督し、議会の行動は人民之を監視する」ことにあつた。ここには、西欧近代立憲政治の原則である人民→議会→政府→元首という下から上へのコントロールの図式

が簡略に述べられている。さらに立憲政治を支える主体的条件である選挙民（人民）と代議士の政治的能力の問題に触れた後、政府—議会の関係について責任内閣制と超然内閣制を比較し、一般的には「立憲制度の真髓」を有するものとして責任内閣制を高く評価している。しかしこの観点から具体的な日本の現状はどう見られるのだろうか。日本において「臣民の智徳発達の程度頗る低」いことは、議会制度導入後の歴史に微しても明らかである、と吉野は言う。彼らは「地方的私利私益」を追求しているにすぎない。議会—政府の関係でも、議会の掣肘を受けない政府の「超然内閣」が継続している。反対に「立憲制度の確立」に不可欠である「主民主義的運動」は「臣民」自身の脆弱性と「閥族」による「阻害」によって挫折させられている。それでは「名を立憲主義にかりて実は階級政治逆行する」ような「憲政的一大危機」を克服する方法は奈辺に存するのであろうか。その解答は吉野は明確に提示していないようと思われる。さしあたって「百年の大計」に属する「臣民」の政治的覚醒をめざす「公民教育」とならんで、急務として「智徳ある者のみをして直接政治の事に關係せしむる」ことの必要性を説くに終っている。ここでは当時の「財産の多少を以て其標準」とする制限選挙法は批判されているが、それに普通選挙制度が対置されるのではなく、「智徳ある者」に選挙権が拡大されるのみであった。その際、如何なる者が「智徳ある者」と認められるかの基準も明らかではない。さらに内閣制度についても、現状の「議会の見識」には欠陥が認められるとして、過渡的であるとの条件付きではあるが、「超然内閣制の継続を許」すとしている。

この時期の吉野に見られるような、憲政の現状が藩閥＝官僚によって阻害されているのを認識した上で、この欠点の克服の方向を国民の中にも、国民をある程度代表するとせられた議会の中にも見い出せない論潮の背景としては、国民の政治的無関心や議会・政党の混乱・頽廃の現実があつたと思われる。しかし吉野自身の議論の内部に問題点が

なかつたわけではない。確かに吉野は憲政を支える「精神」（とりわけ国民の「高明なる見識」や「健全なる判断」に見られる主体性）と立憲「制度」の関係を問題にしている。しかし「制度」が結局は議会―政府の関係に限定され、議会―（政党）―国民の関係の制度的側面は、主に国民の智徳の発達のおくれを根拠として、軽視されたままである。不定形な国民の智徳のおくれや「地方的私利私益」への執着は立憲制度の発展を阻害するものとしてその責任が追求されるが、これらの国民の欠点が制度的に国民の政治参加が欠落していることなどのような因果連関があるかは検討されない。見えない機構に対する認識を欠如させた吉野にとって残された方向は、貧富という財産上の差別からは解放された「智徳ある」国民の善意と、政府を支える主に山県―桂系に属すると思われる「閥族」内部の善意に期待することであった。こうして、制度化されない善意に媒介されることによって、いわば「欲望の体系」として分裂をひめた市民社会を克服し「人民の利益の上に存」する国家の存在根拠が弁証される⁽⁴⁾。そこでは「国家と人民とは元と利害を異にするものに非ず又異にすべき者に非ず」とされて、国家と人民の親和性の存在と当為の緊張が揚棄されてしまっている。この国民内部の対立を無化した国家の一体性こそが「人民全体の安寧進歩」を目的とする「善良なる政治」＝民本主義の前提であった。

藩閥批判と選挙権の拡大を當時主張したのは吉野に限られてはいない。論点を一層進めて普通選挙制の実現を求める一連の論者の存在を無視することはできない。例えば後に早稲田大学教授となる田中穗積は、藩閥政治を打破して憲政を実現することを求め、その方法として吉野よりも積極的に選挙権拡大を評価している。田中は明治四一年「憲法発布せられ、議会を設けられ」た「十有余年」の歴史を回顧し、立憲制度の基盤である議会、政党、大臣の全てが「形式上」のものにすぎなくなり、現実の政治を動かすのは「印璽を帶びざる宰相」＝「元老政治家」であることを

指摘している。非制度的なものが制度的なものに優越するという「時弊の源」は「国民の政治的修養が極めて幼稚であって権利思想の殆んど絶無なる」ことに起因している。田中によつても、吉野と同様、憲法制度を支える精神＝思想の重要性の指摘がなされているのを読み取ることができよう。しかし吉野とは異なつて、国民の政治的成熟のおくれが智徳の低さのみに還元されず、他の個人や国家の行動を義務づける「権利」意識の問題としても捉えられているところに、田中の憲政論の積極性があるようと思われる。選挙権も国家政治へ関与する国民の権利として把えられるが、智徳の問題が最重要と考えられなくなつた結果として、選挙権の拡大も智徳の優れた者に限定することは否認され、「国民に先づ参政の権を与へ、実物教育によつて代議政治の何ものたるを知ら」せることが必要だとされる。国民の政治的成熟を、各個の智徳の問題として個人的責任に委ねるのではなく、(法・制度化を要請する) 権利の問題として把え直すことによつて社会＝政治に責任を課し、制度を通した国民の政治的成熟の促進を図ろうとしたといえよう。いわば個人と国家、精神と制度の矛盾を国家－制度の側に責任を課すことによつて調整しようとしたのであつた。こうして選挙制度への参加による権利思想の育成に基づけられて、真正なる輿論→政党→議会→責任内閣の成立が展望されている。

吉野が選挙権の拡大をさしあたつて智徳ある者にまで拡げることを求めたのは、「立憲政治」が「人民全体の利益」を志向し、国家と人民の親和性の理念を実現するものとして捉えたことによるのに対し、田中は、国民が「重き租税の負担」を行い、非常の場合には「生命を差出す」という「重大なる義務を荷」つてゐるという国家と国民の対抗的な現実の一側面を強調することによつて、未だ与えられていない参政権を恢復しようとした。前者が国家と国民の利害が基本的に対立していないと見て「人民の利益の上に」＝人民の掣肘から解放されて、「民」側の智徳ある者

と「君」側の官僚との君民共治による民政の拡充」「人民全体の利益を保護」することを求めたとすれば、後者は國家と国民を権利・義務の対抗する権利主体として捉えたうえで国民の権利を拡張したと言えよう。こうして、前章で述べた山県一一木の国家（天皇）と国民の非対立（＝親和性）の主張と国民の利害主張の否認を勘案すると、吉野の構想は、「閥族」への「期待」に象徴されるように、山県一桂派への親近性を示していたのに對して、田中の構想は、山県一一木（吉野）が憲政の危機を国民の道徳的義務遂行を要請することにより糊塗せんとしたのに反し、一層根柢的な政治的責任の追求と制度改革を志向したものであつたと評せよう。

田中においては萌芽的・抽象的にしか展開されなかつた憲政の制度的改革の側面をさらに緻密化・強調したのが、「日本における急進的自由主義」とも評せられる『東洋経済新報』であった。⁽⁶⁾明治四〇年には主筆・植松考昭が六回に亘つて「議院改革」と題する論説を発表している。ここでは現実の政治が藩閥によつて動かされているとする藩閥政治批判が展開されるとともに、「憲法政治の中核」たる議会の組織上の問題点として「中産以上の土地所有者は多く選挙資格を有すれども、地主ならざる他の大部分は、全く政治の圈外に放逐せらるゝ」として議員構成上の地主優越の弊が説かれる。そして「階級代表の狭隘なる旧基礎より、国民代表の廣汎なる新基礎に移」るためにも選挙制度の改革が求められることになる。植松によれば、一部の論者は現在の「憲政の危機」の原因を「国民の政治的道徳の廢頽に帰し、徳義心の覺醒に訴へて、一切の弊害を救はん」としているが、「道徳の廢頽」という制度を支える精神の問題こそが「選挙法」という制度の不備によつて将来せられている。「徳義の問題は未なり、選挙法の改正は本なり」とする植松は、二五歳以上の男子全員に選挙権を与える「普通選挙」によつて政治的腐敗と徳義心の欠如という「弊害を救治」し、「憲政の面目を一新」することを求めたのであつた。ここでも、単純なる各個の利害主張は否認

されて一般的な国民代表が前面に掲げられているが、山県——木らとは異なり、下からの利害主張を抑えるためではなく、前資本家的・上層地主の一方的な利害を制限する意図を持ち実質的には「智識、判断、資産、技能、道徳に於て、国民の中堅を組成する中流社会」の政治的・経済的要求の貫徹こそがめざされていた。

同様の観点から『新報』自体も多くの普選実行を求める社論を掲載している。明治四一年七月から八回に亘る「普通選挙を主張す」がその代表的な事例であるが、政治的諸事件に関連して立憲政治の精神を説く論説・社論も多い。さらに藩閥政治打破をめざす「国民的運動」、ジャーナリストの運動、さらに「増税反対、財政刷新」を要求する「商工業者の運動」に積極的な賛意を表していく。⁽⁷⁾これらの諸運動になによりも期待されたのは選挙権拡大＝普通選挙要求を強くかかげることであった。普選要求は、単なる「利害の問題」ではなく、「五ヶ条の御誓文」—明治憲法に一貫する憲法の精神に照しても当然の「権利の問題」であった。こうして普選要求＝「憲政」の実現は維新以来の「歴史」の方向に沿うものであることが強調される。しかし山県—官僚派が五ヶ条誓文—明治憲法の流れを建国以来の皇室の慈惠と結びついた「民本」政治の伝統の顕在化として捉えたのとは異なり『新報』の論調では、五ヶ条誓文—明治憲法を、自由民権運動の政府＝官僚からの弾圧に抗って「権利」を主張した歴史と重ね合わせて理解されていることに留意する必要がある。即ち、自由民権期以来、我国の「政党」は「藩閥の権勢に対抗し、民権伸張の目的」を達成しようとしてきた。「国会の開設に至る十年の歴史は、帝国代議政治の発展の為めに、万丈の光焰を吐きたる者」である。しかし現在では政党自らが「過去の光輝ある歴史」を抹殺し、藩閥のための「納税組合」と化してしまっている。⁽⁸⁾「生命を賭し、財産を賭し、民権自由の伸張の為めに其力を致したる幾多仁人志士」の意思を継ぐたまにも、彼らの「過去三十年の失敗」に学び「国会其者を官僚の手裏より奪」い返し「天下国民の輿論に結合」させ、

「国民を基礎とする国会を成立」させねばならない。このためにも普選の実現が求められるのである。⁽⁹⁾ こうして普選要求は民権運動の伝統と結びつくことが強調され、明治の歴史も栄光ある天皇制国家の歴史としてだけでなく、民権—政党側の一種の敗北の歴史として総括されている。この敗北感の上に立って、五ヶ条誓文—明治憲法に含まれている政府—支配層も承認を余儀なくされた立憲主義のたて前を民権の歴史と結びつけたのであった。

『新報』が自らの普選要求を、天赋人权（自然法）思想を基礎とする「自由民権」の歴史と結びつけたことは、同時代の他の論者の多くが——選挙権の拡大を認める美濃部達吉、浮田和民を含めて——天赋人权（自然法）思想を歴史的に根拠のない虚構として早急に否認してしまったのと比較しても注目されてよい。「民権自由」を否認することは、それに依拠した「権利のための闘争」の我国での唯一の先例である「光輝ある歴史」と断絶することを意味したのであった。『新報』は、憲政実現要求の先例を示すことによって、その「失敗」を学び「民権自由」に基づく「憲政」を実現させる可能性が日本にもあつた（今もある）ことを示唆しようとしたのである。西欧に起因するにせよ「立憲制度」を日本に定着化する客観的可能性は、単に「世界の趨勢」としてだけでなく、日本の近代の「歴史」の中に潜在していたのである。ここでは具体的な日本の「歴史」の中にこそ、「世界の趨勢」に連なる立憲制化の普遍的な潮流が発見されようとしている。この態度は、同様の「世界の趨勢」を日本に外在的な流出論としてとらえた政友会—原敬のそれとは大きく離れていたのであった。こうして明治末期の「憲政」論は、日本の歴史の中に特殊性—国体論を見い出す方向だけではなく、西欧とも共通する普遍性の潜在を暗示する方向をも孕んでいくことになった。

ところでこの時期に論議された「立憲」は、政府—議会—国民の政治的民主化を意味するのみではなく、国民の内部に顕現化した不平等の問題、所謂「社会問題」「労働問題」の解決をも意味したのは周知のことであろう。政治

＝国家の民主化と並んで、「市民社会」 자체の平等化＝「社会的デモクラシー」の象徴として「立憲」は掲げられたのであった。明治末年に「社会的デモクラシー」との関連で主張・論義されたものとして「工場法」制定を考えることができよう。

既に明治二〇年代末、産業革命の進展に伴う「社会問題」の展開の中で工場法制定の必要性が「開明派官僚」によって唱えられる。しかしそれは資本家、保守的政府＝支配層の反対の中で流産に終ったのち、四〇年代初頭以来再び工場法制定が具体化する。この潮流を終始リードする知識人グループとして社会政策学派があげられる。明治四〇年の社会政策学会第一回大会のテーマとしても「工場法と労働問題」がとりあげられていた。この大会では工場法早期制定論と尚早論が激しい対立を見ることになる。尚早論者一人としては、二〇年代には早期に工場法制定をする必要のあることを説いた官僚の一人添田寿一がいた。彼はこの時期（四〇年代）になつても微温的な工場法制定の必要は否定しない。ただ、工場法を補完するために、家族制度を基盤に持つ日本の慈惠的な労資関係の美風を利用することを強調するようになつていて。すなわち「世界列国」「先進国が殆ど為すことを失ふて居るところの大問題」である「労力と資本を如何に調和するか」という課題を解決するために、「封建時代の恩澤」である「美風」を生かして「上は下を憐み下は上を敬ふ」精神が「工場法」制定にもまして発揮されなければならないとするのである。⁽¹⁰⁾ 添田の主張は、同じ大会で、「美風」の存在を強調し、「日本では工場法の制定なくして或る意味に於て工場法の趣旨が行はれて居る」と述べて工場法不要論を説いた帝国鉄道幹部・小林源蔵⁽¹¹⁾や、経済レベルにおいて自由放任主義、自助の必要性を説く一方で、家族制度に根抵を置く「主従関係」の「美風」が存在することを述べて工場法なしで「資本家労働者の利害」の衝突を調整しうるとする三菱会社管事・莊田平五郎らの「工場法」論にその共鳴盤を見い出すこ

とができる。

こうした主張を受けて、工場法制定を促進する側は、工場法を「美風」と切り離して根拠づける必要があった。例えれば、「主従関係」を「封建時代の恩沢」とした添田に対して、社会政策学派の若手の論客・福田徳三は「主従の関係と云ふ事があるから労働状態の向上改進が困難なのである」と逆襲し、工場法の運用に際しても「此考を根本的に取り去らなければ」正常な機能を得られないことを述べている。⁽¹³⁾ 同様の主張は高野岩三郎にも見られるが、さらに、吉野作造の師であり「主民主義」を唱えた東大教授・小野塚喜平次も、「上の者が下のものを愛す」という主従関係に基づく慈惠的労資関係は「開明的ではあるが矢張專制的」であることは否めず「立憲政治」には適しないと述べて、「美風」を「立憲政治」の基準から否認したうえで、工場法の実施については「労働者の奮起を歓迎し、其人格を尊重し、資本家と雖も被雇者を眼下に見下さずして、平等の心持」を持つことが必要であるとしている。⁽¹⁴⁾ ここでは社会問題を解決せんとする工場法の制定が伝統的な日本の「美風」の発展としてではなく、「立憲政治」という政治的民主化の動向と重ね合わせて理解されている。この認識の背景には、小野塚の「主民主義」の主張にも反映されていると思われる日露戦後の「底辺の流動化」（鹿野政直）を挙げることができよう。小野塚も、工場法という「社会政策」を必要ならしめた原因として「経済組織の革新」とともに「労働者の自覚奮起」があつたことを認識していた。⁽¹⁵⁾ 勿論、小野塚の社会政策論は、社会政策学会が資本主義と社会主義に対峙する方向として「社会政策」と掲げたのと同様の性格が見られるが、工場法—社会政策の必要性が国家権力—官僚側の都合（例えば国家の生産力を高めるよううような意図）によるだけではなく、労働者の要求・運動」「権利のための闘争」によって主体的に要請されるようになつたことが認識されていることに注目する必要があろう。ただ小野塚の場合、この認識はいわば原理論あるいは

西欧モデルに適用されるにとどまり、具体的な日本の現状分析にまで応用されていない。⁽¹⁷⁾ 因みに、小野塚の意図がさらに深められて吉野に継承されていくことにもなるが、大正期の吉野においても「民本主義」の主張は原理（原則）論であり、日本の現状・歴史への関心は後年（大正中末期）の明治文化＝歴史の研究開始をまたなければならない。⁽¹⁸⁾

この「労働者の自覚奮起」を根拠とする工場法制定を、労働者の参政権と結びつけて主張したもの的一人として、永年労働問題に关心を持ち続けてきた島田三郎がいた。彼は労働問題を解決するために「根本の解決としては、租税法を改め、茲に労役者の知見を開き、人格を高めると云ふことと、是等の手段としては政治上の権利を与へる為めの投票権を拡めること」が必要だと強調する。⁽¹⁹⁾ 彼の場合も、労働者自身の「自修」や権利を「与へる」という表現に見られるように、上からの慈惠的・精神主義的傾向も皆無ではない。しかし選挙権の拡大を労働者に対する一種の「教育」として理解していることは、選挙権の拡大が大衆をさらに専横なものにすると考える政府＝支配層の愚民觀＝政治觀とは大きく乖離していたと思われるのである。

こうして、ジャーナリズム・論壇における「憲政」論は、一方で選挙—議会を通した国民の政治参加を拡げる政治制度の民主化とともに、他方で「社会問題」の解決、貧富の不平等性の解消という「社会」の民主化を要請するものとして展開していく。その際、世界の大勢という意識は潜在するものの、維新以来の日本での立憲政治の現実化と労働者＝国民の自覚が、政治的・社会的「立憲」化をさらに促進する要因と考えられた。「国体」に連なる「美風」は「立憲制度」には適合しないとして切り捨てられることになる。ここでは「美風」に象徴される日本の前近代の歴史がかえりみられず、わずか四〇年にすぎない日本の近代のみが、「立憲」に代表される西欧思想－制度を日本に「継受」した「歴史」として取りあげられる。これらの「憲政」論にとっては、維新以来の日本近代に「立憲」思想

一制度の「伝統」を発見すること」が課題であった。この四十年の歴史に対して、単なる「封建時代の恩沢」でも「余弊」でもない日本建国以来の「一千五百年の神話」「国体」論が反撃を加える。明治四〇年前後の「憲政」論の展開と併行する「家族国家」観の成立、「大逆事件」のフレームアップ、南北朝正閏問題はこの反撃の典型的な一連の事件であった。次章ではこの動向の中で「立憲」制度化の方向をめぐって、憲政擁護と国体護持の両面性が論ぜられるところになつた所謂美濃部・上杉論争を検討してみることにしたい。

- (1) 前掲『立憲政友会史』三巻、七〇一—一頁。
- (2) 現実の政治では「憲法」や「法律」が通用せず「乱法無法國賊強盜ノミ」が勢力を広げていること、知識社会では穂積八束・陳重らが「憲法ハ君主專制の器械、機關武装ナリト教」えてくる」とを認識していた田中正造も、「國家今法律を守らば、我々十九人之れを守れり」との自負のもとであくまでも「憲法を擁護」することを確認していた。田中正造全集編纂会『田中正造全集』第十一巻（一九七九、岩波書店）一七一、一七〇、六〇四、六〇六頁など参照。
- (3) 吉野作造「本邦立憲政治の現状」『新人』六巻一号、二号（一九〇五）、以下、引用は松尾尊兌編『近代日本思想体系吉野作造集』（一九七六、筑摩書房）による。同時期に、「政党」批判と「国民の見識の低」さを諷刺したものとして翔天生（吉野のペンネーム）「政進両党の態度」『新人』六巻一号（一九〇五、一）時評、参照。
- (4) 「欲望の体系」としての市民社会を主張する国家と、国家に対する人民のための主権行使の要請=「民本主義」という吉野の「政治思想の背景にあるベーゲル＝イギリス理想主義（T・H・グリーン）への親近性については Najita, Tetsuo: Some Reflections on Idealism in Political Thought of Yoshino Sakuzō in Harootunian and Silberman, eds., Japan in Crisis-Essays on Taishō Democracy (Princeton University Press, 1974) 参照。
- (5) 田中穂積「憲政の現状」『中央公論』1111巻1号。
- (6) 東洋経済新報の民主主義論については以下の著作を参考されたい。井上清他編『大正期の急進的自由主義』（一九七一、東洋経済新報社）、松尾尊兌「日露戦後における非軍国主義の潮流の一波頭」高橋幸八郎編『日本近代化の研究』下（一九六八、東京大学出版会）。

- (7) 例えは松本君平、安藤新太郎らが衆議院に提出した「普通選挙法案を歓迎す」と題する社説(明治四一・三・一五)、在京新聞記者の官僚政治の打破のための集会を報じた「官僚政治打破論の反響」(明治四二・一・二五)等がある。
- (8) 前掲『新報』社説「普通選挙法案を歓迎す」。
- (9) 前掲『新報』社説「官僚政治打破論の反響」。
- (10) 社会政策学会編『工場法と労働問題』(御茶の水書房復刻版)九六頁。同様の主張は添田寿一「資本労働の調和」『新報』(明治四一年・二・二五号)にもみられる。
- (11) 小林源蔵「帝国鉄道庁救済組合に就て」『工場法と労働問題』(御茶の水書房復刻版)九六頁。同様の主張は添田寿一「資本労働の調和」『新報』(明治四一年・二・二五号)にもみられる。
- (12) 荘田平五郎「工場法制定の理由如何」『新報』(明治四三・五・六)、同「救済事業に関する雑感」『慈善』二編二号(一九一〇・一)。
- (13) 前掲『工場法と労働問題』九九一一〇〇頁。
- (14) 主従関係を「封建の恩恵」とする添田に対し高野は「是は一つの空想である」と批判している。同右、一〇四頁。
- (15) (16) 同右、一一八頁。
- (17) 小野塚は「主従関係」による「労働問題」の解決を西欧式の「近世大工業工場」においては不可能であるとするものの、「小工業即ち家内工業手工業」では「なか／＼に大切である」としてその意義を認めている。同右、一二二二頁。
- (18) 吉野の回想によれば、彼の明治文化＝歴史への「研究の志を起こさしめた原因」として、大正七年の帝大法科「国家学会」編『日本憲政經濟史論』刊行に関与したときの経験をあげている。即ち、「專制的官僚政治」から「デモクラシー」への「時勢の変化」を明らかにすることによって「デモクラシーの主張をただ抽象的概念としてのみ取り扱う」という欠陥を克服することができるなどを認識したという。吉野「明治文化の研究に志せし動機」三谷太一郎編『日本の名著四八、吉野作造』(一九七一、中央公論社)三七〇頁。このことから推察して、これ以前に発表された一連の吉野の民本主義を代表する著作には、日本の歴史＝文化の关心・研究が欠如していたと言えなくもない。吉野の「當時歐州先進国等の提示せる諸解決をわかりやすく書きつらねた……」とする自己批評、参照。「民本主義鼓吹時代の回顧」三谷編、同上書、二〇六頁。
- (19) 前掲『工場法と労働問題』一四一一二頁。

III 美濃部・上杉の「憲法」論争と国体観

前二章では明治末期の政治において「憲政」の一種の世論＝常識化がもたらされたことを概観した。勿論その内実は、専制政治の継続をめざす山県一桂派、政党化を意図する政友会一原派、さらに論壇において普選の実現をめざし後の「民本主義」に連なっていく潮流などの多様性を持つていた。多様な「憲政」論の噴出という「政界」・論壇の状況の中で、論壇・学界（知識社会）レベルで惹起されたのが所謂美濃部・上杉論争であった。この論争を検討する前提として、上述の政治状況とともに、この時期の次のような学問－知識社会の状況を視野に入れておく必要があろう。幕末－明治以来西欧を模範として導入されてきた社会科学は、明治末年から大正期にかけて、単なる西欧の「知識」攝取のための学問から日本の現実社会を認識するための学問へと徐々に変化してきた。現象的には、憲法＝国家体制創成期での政府＝官僚＝学界三位一体による「制度」創出を一応終了した明治三〇年代以降、政府（政治）と大学（学問）との協力関係に弛緩がみられるようになる。象徴的な事件として、東大七博士問題に関連した戸水寛人に対する政府による辞職勧告が、所謂「大学の自治」が形成される一つの契機となつたことがある。これらのことにより学問研究が政治＝国家目標から自立する可能性が与えられることになる。勿論一方での学問の政治からの独立と、他方での政府と学問の愈着の一層の進展の事実を無視することはできない。例えば内務官僚井上友一や農政官僚柳田国男が早稲田の講師をする一方で、吉野作造は中国の軍閥袁世凱の子息の家庭教師として天津に赴いている。さらに政府附属の文芸家懇談会や通俗教育委員会の設置に見られる政治による学問＝文化の統御という方向も、人心嚮導策の一環として進んでいった。しかし国家目標達成のための知識・技術の取得と人材＝官僚養成の機関でもあつた東大を

頂点とする知識社会の内部に、学問それ自体の価値を国家（目標）から分離させようとする方向が出現したことは看過できない。例えば後のマルキスト河上肇は、今までの日本では一般的に学問研究が「國家の為」のものであることが「第一の問題」とされて来たのに対し、「学理の発見」は「学者が学問と云ふことを遊戯としてやらなければ本統は出来ない」こと、「無用の問題を吾々が何等の目的なしに問題それ自身のために吾々が研究することをしなければ決して学問は進歩出来ぬ」と述べて、学問それ自体の価値の自立性を強調していた。⁽¹⁾ この学問の独立が確保されはじめて、国家統治のための官僚の学問ではなく、国民のための課題認識・解決の方向を提示する学問を語りうることにならう。

美濃部・上杉の「憲法」論争は一面では当時の政治—社会の底辺の動きに根ざした「憲政」確立運動の一分歧として現われると同時に、国民的学問世界の確立の動きを背景に持っていたとも言える。政界レベルで漠然たる形で「憲政」が論ぜられ世論化し、論壇では一層意識化された普選の主張が展開される中で、民権と国権の相剋として「憲政」を捉え、国民＝国家の政治か天皇＝国家の政治かという二者選択の知識・課題を提示しようとしたところに、論争の学問的—政治的意義があつた。これらのこと前提にして、美濃部・上杉論争のもつ思想史的問題点の一端を検討してみよう。

ところで、美濃部とともに大正デモクラシーの潮流を法学の分野で形成したと称される京大教授・佐々木惣一は大正七年の『立憲非立憲』と題する著書において、立憲制度を支える思想・文化について次のように述べている。「立憲思想は政治上の主義ではあるが、一般の文化と密接に関連を持つて居る。……西洋の近代の文化史を、立憲思想の発達を離れて理解することは困難であらう。それ故に、我が國に於て、立憲制度が円満に行はれるや否やの問題は、

即ち、日本の文化と西洋の文化とが能く調和を保ち得るか否やの問題である……。⁽²⁾ ここには立憲制度（政治）と文化の密接な関連が指摘され、その上で立憲制度を日本で確立するにあたっては、それにふさわしい文化が形成される必要があることが説かれている。その際、西洋＝制度、日本＝文化という周知の二分法（和魂洋才）は採用されず、文化というレベルで同等の価値を荷う西洋と日本の衝突・調和が述べられる点に留意する必要があろう。それは明治二〇年代に西洋からの日本の固有性を「国粹」で理念づけた陸羯南ら国民論派の思想とのつながりを推測させるかも知れない。⁽³⁾ 佐々木にとつても日本の文化は單なる日本の特殊性ではなかつた。彼によれば「人類は、東洋人たると西洋人たるとを問はず、其の性情の根本に於て同様のものである」のであって、立憲制度も「一定の程度まで進歩した人類」には必ず備わるべきものであつた。⁽⁴⁾ 日本—東洋—西洋という政治—文化の差異の奥に、全体を貫く「同様のもの」という普遍性が存在することが簡明に表白されている。それでは普遍性への信頼を前提として、日本の現状は如何に考察されるだろうか。日本においては、「國家の作用が国民の参与に依つて行は」れる「憲法の原則」＝立憲制度は「決して建国以来」のものではなく、「疑もなく明治維新後に発生したものである」⁽⁵⁾ と述べて、立憲制度と日本文化の特殊性＝国体論との連續性をまず否認する。それでは憲法の精神、原則はこの国ではどのように伝統化、歴史化しうるのであろうか。この点について制度面での改革としては、選挙権の拡大、議会と政府関係の民主化の必要性を説き、立憲制度を支える精神＝国民性の課題としては、「責任の観念」を国民全体が持つことにより制度を生かすことを佐々木は求めたのであつた。しかし「我が一般の国民が強い責任の観念に富むとは云へない」として、その原因となつた日本の歴史・文化の問題点を指摘する。佐々木によれば「責任の観念」は封建時代の「武士の割腹」に見られるように「一部の階級」には発達してきたが、国民レベルにおいては「政治を自らして居るから責任を感じと云

ふ思想」は不足していたといつてよい。それでは「責任の觀念」を欠如した歴史・文化しか持ちえなかつた国民は立憲制度を「継受」することはできないのであらうか。否と佐々木は言う。日本においても「責任の觀念」はいわば「潜在」しているのであって「政治教育」や「選挙権の拡大」を通して国民の政治的要求・自覺が強まるにつれて「開発」されるのである。「一般に我が社会は、堕落の方面もあらうが、大体の趨向としては進歩して行く」のである。こうして「社会の識者」もこの方向を推し進める任務を果さなければならぬと、知識人の積極的な役割が期待されることになる。⁽⁷⁾

このように立憲制度―思想―歴史・文化の関連性が佐々木によつて問題として提起されたにもかかわらず、日本の現状にあてはめられた場合、立憲制度の歴史はせいぜい明治維新以降のものであるにすぎず、それ以前の歴史の中でも培われてきた思想―文化、さらに国民性は、立憲的なるものの欠如態としてのみ考察されることになる。立憲の歴史を明治以前の建国神話から流出する国体の歴史から切りはなすという優れた視座を持ったにもかかわらず、明治に至る日本の歴史の中には立憲制度を支えるような積極的な伝統はもはや無いとして返りみられない。国民的―歴史的な基礎を持たぬ日本に立憲制度を打ち立てねばならぬという危機感は、人類の性情の共通性や立憲制度の発展の法則性―「世界の趨向」に依拠することにより容易に克服され、この方向に導く先覚分子への期待が一層強化されるに至るのであつた。

長期的な時間の中での立憲制度に対する楽観（趨勢へのよりかかり）が現実の日本に対する短期的悲観（立憲を推進する歴史・国民性の欠如）に優越するという性格は、明治末から大正期の立憲論者、就中民本論者に共通する特徴であつたと思われる。憲法論争の一方の旗手・美濃部達吉についても同様のことがいえる。

美濃部もまた「國ノ政治上ノ組織ハ其ノ國ノ固有ノ歴史、其ノ國民ノ固有ノ性情ニ依ツテ、左右セラル」ことを認める。その上で「各國ノ制度」は歴史、国民性によつて「互ニ相異ナツテ居ルト同時ニ……或ル程度マデハ……共通ナ一般ノ原則ノ存在ヲ認ムベキコト」も確かだと述べている。⁽⁹⁾ ここにも佐々木と同様に、独自性を貫く「一般ノ原則」への信頼が表明されている。近代国家の制度的に共通な粹組である「立憲政治」も「社会生活ノ發達」⁽¹⁰⁾ の過程で生ずるのであり、彼我の区別なくあらゆる国において、その発達段階に達すれば実現されることが期待される。

こうして、普遍的進化の一過程としての立憲政治は、西洋と日本の固有性のちがいにもかかわらず展開していく。その意味で、日本の立憲政治が外国とは全く異つた「特有の物」であるとする所謂伝統的国体論に基づく積積八束—上杉慎吉の憲法論を「排外的憲法論」⁽¹¹⁾ として論難するのであつた。美濃部によれば、「我が帝國憲法は固より外国憲法の翻訳に非ず」ということは承認されるが、「憲法の大主義に付ては特に我国に特有なる規定あるを見」ないといふ。⁽¹²⁾ それでは西洋—日本を貫徹する近代憲法の「大主義」とは何であろうか。彼は、近代国家の基礎たる「立憲制度」が各国に「共通の要素」として持つものとして、大臣責任制、司法権独立、国民の自由権等を列挙した上で、「最も大切な点」を「代議制度」に求めていた。⁽¹³⁾ 「議会は國民の代表者」であり「國民の総代」として国政に参加してこそ「君民同治の政治」「政府と國民の協同」⁽¹⁴⁾ する政治が完成すると述べて、國民の自由を擁護するために君権を制限する近代立憲主義の積極性を強調したのであつた。しかし君権を制限する政治が「君民同治の政治」と等号で結ばれている点にも予め留意する必要があろう。勿論これは美濃部が現実の日本が立憲君主制であることを認識しあつ承認した上で、西欧の立憲君主制の諸國家との共通する性格として挙げたものである。一国の法、制度がその歴史・国民性により独自性を持つこと以上に立憲政治が普遍性をもつことを強調した美濃部も、「君民同治」という日本

型政治の特殊性＝国体の意識から自由ではなかつたと思える。

特殊性より普遍性に着目する姿勢は立憲政治に対する美濃部の評価だけではなくその学問方法にも一貫するところであった。法学の対象として国家を研究する際にも「國家ノ正当ナル觀念」を獲得するためには、「出来得ル限り多數ノ國家」を探求し「共通ノ性質」を見い出すことが必要だとされる。⁽¹⁵⁾ 国家の法的性質を研究するについても、単に法文の論理的解釈にとどまらず、成文法以外の慣習法、法・制度に服する国民、さらに理法といったものにまで視野を拡げた上で、社会学的－比較法史的な方法で「共通ノ性質」が探られねばならない。しかもこの「共通の性質」を究明する姿勢は、法学にとどまらず学問一般に要請されるものであった。美濃部によれば、学的探究は「世界に共通な現象」を対象とするものであり「学間に国境なし」と言わねばならない。⁽¹⁶⁾ ただし学問の中で自然科学と「國家学国法学ノ如キ所謂精神科学」が区別され、前者は「客観的ノ実驗ニ依リテ其ノ真正ヲ證明スルコト」が出来るのに対し⁽¹⁷⁾、後者は対象自体が「多数の人々の複雑な心理作用に基いて出来て居る」ので「客観的に事実を観察するだけ」ではなく「主観的に考察する」必要がある。⁽¹⁸⁾ ここでは精神科学（文化－社会科学）が自然科学とは対象とともに学問方法論においても独自性を持つことが指摘されている。それ故、国家学についても「国家は何であるか」という事実と「国家は何であると考へるべきか」という当、為の問題が同時に現われることになる。この緊張関係に研究者は耐えなければならない。それとともに、研究者による「主観的の考察」は当然研究者間（知識社会）に「意見の相違」をもたらすことになる。美濃部にとっては、自らの所説に対する「意見の相違」＝反対論は「歓迎」するところであり、こうした批判・論争があつてこそ「相共ニ切磋シテ以テ真理ノ發見」に努め「学問ノ進歩」に貢献しうるのである。⁽²⁰⁾ 研究者個人の内部で「共通ノ性質」を発見すべく多くの事實を切磋しなければならないのと同様の態度が研究者間に

も求められる。個人に主観的考察を行う内的自由が求められるのと同様に、諸個人間にも「意見の相違」を表明する自由が認められねばならない。こうして美濃部は、学問―法学の自立性を説くとともに、学的世界内部での立憲制＝自由なる論争の場の樹立を求めた、と言えよう。

しかし現実には美濃部の国家―法理論が既存の国家体制と相いれない「異説」だと断罪する動きが強まっていく。

それは後述する穂積八束―上杉慎吉らによる美濃部批判の進展である。東大法科内部についてみれば憲法講座を担当する正統（穂積―上杉）と、行政法講座を担当する異端（美濃部）の「憲法」理論をめぐる対立であった。勿論、論壇―知識社会内部に関する限り、前述の「憲政」論の昂揚もあり、美濃部が「異説」にとどまっていたわけではない。昭和初期の天皇機関説問題とは違つて、美濃部の方がかえつて積極的に穂積―上杉を批判している。東大―学界レベルでの問題にとどめず『太陽』という広汎な読者を持つ場に論争を広げたのもおそらく美濃部であつたとも思われる。同誌に掲載された論文を見ても、主幹の浮田和民のほか法学者織田万が美濃部に好意的な発言をしている。⁽²²⁾京大の憲法学者市村光恵もまた、美濃部を論難する上杉の態度が「学者の議論を威迫」する非学問（者）的であるだけでなく、⁽²³⁾美濃部の国家法人説が「土地、人民、主権」を三要素とする実在の国家からの「抽象」であるのに比して、上杉の君主主権説は「國家の一分子たる君主」だけから国家全体を弁証する「擬制（Fiction）」にすぎない⁽²⁴⁾、として学問的内容においても美濃部理論を正当なものと称揚している。市村も「憲法」論争を研究者間の相互批判のあり方や、学問は現実の抽象か擬制かという方法論的態度との関連でとらえており、その上で美濃部を支持したのであつた。

こうした論壇―知識社会における多数の美濃部への支持にもかかわらず、その理論が穂積―上杉の理論に有効に反撃したとは必ずしも言えないようと思える。本稿の「憲政」論に現われた制度と思想・歴史・文化の関連如何という

視座からいえば、美濃部の理論が、彼も考察の範囲に入っていた立憲政治―制度とそれを支える歴史・文化を具体的な日本の状況の中で受肉化―定着化させる方向を提示したかどうかという問題である。この点について、美濃部は立憲制度の普遍性とその発展が世界的趨勢であると認識するにもかかわらず、憲法制定後の憲政二〇年の日本の経験を鑑ると、議会が国民代表性をもつか否か、また将来の憲政の見込如何、等の問題についても「不幸にして安じて然りと答ふるの勇気なきを悲し」まざるを得ない。この状態を克服するために「議会が国民の代表者たるの実を挙げ」るべく、選挙制度の改革の必要性と「之を運用する人」の「覚悟」を求めていたと言えよう。⁽²⁵⁾しかし選挙権拡大は「世界の趨勢」として制限選挙から普通選挙への移行は是認するものの、一般論としても普選が「下流社会」に議会の多数を占めさせることになり弊害をもたらすこと、日本の状況から見ても民衆が長く制限選挙に慣れていることを根拠にあげて、普選の一変種たる微温的な「等級普通選挙」を主張するにすぎない。⁽²⁶⁾ここでも、日本の歴史と民衆の中には立憲政治を支える思想・文化は欠如することが指摘されるだけで、その中に、立憲政治を日本に土着化―伝統化させる積極的な要素は発見されずに終っていた。

立憲政治と歴史・文化の相互関係を如何に確立するかという問題に対する佐々木―美濃部らの落丁をつき、日本の特殊性―「国体」論で彼らの理論の普遍性―民主主義的性格を批判したのが、穂積―上杉の天皇主権説であった。勿論、美濃部においても「国体」が論ぜられないわけではない。論争の過程で自ら表明したように「日本の国体が万国無比である」ことは確かなのである。しかし国体の無比が即「日本の憲法まで必然に万国無比」たることを意味しない。⁽²⁷⁾ここでも憲法の持つ普遍性を強調するために、日本の特殊性―国体が論ぜられる。換言すれば、普遍性―憲法の

レベルと、特殊性＝日本の歴史・「国体」が明白に区別せられ、憲法＝法学と「国体」の関連を断ち切った上で、「国体」は元来「法律上の語ではな」くまた「憲法に規定し得べきもので」もなく、「憲法より一層尊いものである」とされる。⁽²⁸⁾ここで問題点は、単に美濃部が「事実としての国体」を尊重することによって、所謂伝統的国体論に包摶されてしまったことにだけあるのではない。むしろ「事実としての国体」が「事実」を批判的・学問的に捉え直した上で承認されたのではなく、即ち日本の歴史・文化＝国体についての事実認識を深化することなしに、いわば仮構の歴史が国体として前提されているところにある。法的現象に対しては「国体」論を排除することによって、形式的合理性を貫徹し論理的矛盾のないものとして法律的世界を構成したのに対して、美濃部自身が法に含ませた慣習法の生きる場でもある歴史・社会に対してもその認識を自ら放棄したとも言えるのである。⁽³⁰⁾

穂積一上杉は、美濃部がこうして法理論の自立化のために排除した「国体」論を再び法理論・法学内部に持ちこむことにより美濃部に対抗したが、その際、美濃部が是認しながらも軽視した立憲制度を支える各国の固有性を強調することにより自らの領域に引入れようとした。それ故、美濃部の説く天皇機関説＝国家法人説が外国から継受されたものであり、就中西欧民主主義の伝統を表現するものであることを論難する。この強い口調の背景には、美濃部学説が学界内部には止まりえない影響力＝実践性を持つと穂積一上杉が認識した――美濃部も認識していたであろう――ことが考えられる。これに呼応するような、政界・論壇レベルでの「憲政」への関心の昂揚があり、政府＝官僚内部でも高文試験で美濃部学説の影響力が認められるとともに密教たるべき天皇機関説が顯教化しつつあった。また、美濃部・上杉論争の契機となつた美濃部の『憲法講話』自体が学校教員を対象とした文部省主催の講演会での講演筆記であった。国民教化・統合の通路とでも言うべき教育の最先端にまで「国体」を破壊する「教説」が浸透すること

は、国民道徳の昂揚と国家秩序の安定を望む体制側イデオロギーにとつては、認め難いところであつた。こうして、学界内においても少数派に留まつた君主＝天皇主権説を、学界外の国民に未だ（あるいは既に）潜在する（と思われた）国体護持のエネルギーにその支持を見い出すことにより、多数派へと転換しようと試みられる。穂積一上杉は、ある程度国民に浸透した「君民共治」や民本＝慈惠政治の思想を強調することにより、現実には絶対主義的な天皇主権説へと人心を導こうとした。

その際彼らが自らの主張の根拠としたのは、現在の政治構造でもあり過去からの日本の歴史・文化でもある特殊日本の一「國体」であつた。建国以来の歴史の連續性を荷う「天皇」は政治的統治者であるとともに、「日本民族」の「家父」であり、文化についても創造者であつた。⁽³²⁾ この歴史・文化から美濃部の主張する天皇機関説が逸脱していると批判される。この基本的立場において、穂積一上杉は大きな差異がないように思われる。事実美濃部は上杉との論争の過程で終始穂積を意識しており（上杉説＝穂積説として、さらに上杉の不十分さを論難する根拠としても）、反対に穂積も、上杉を援護すべく遺稿ともなつた「國体の異説と人心の傾向」を『太陽』に発表した。しかし詳細に見る時、穂積、上杉は必ずしも同一の論旨を展開しているわけではない。結論的に言えば「憲政」擁護運動の昂まりもあつたためか、穂積より上杉に体制の危機感が一層強く表明されており、穂積には未だ見られた法治主義・権力分立擁護の側面が上杉にあっては一層薄らいでいた。この相違の背景には、天皇機関説を如何に捉えるかだけではなく、本稿の主題である制度を支えるものとしての歴史・文化（二人にあっては、政治＝文化的「國体」）の内実における差異が考えられねばならない。以下、美濃部法理論における「國体」の欠落を衝いた両者の日本歴史・文化への関心を、日本対西欧の対比を軸に簡単に検討しておこう。

先述したように、両者は政治、歴史、文化における日本の特殊性の全体を「国体」として主張していた。彼らはまず「主権の所在」の問題として「国体」を論じ、日本においては國民主権の西欧とは異なつて君主にこそ主権があり、天皇即國家であると強調した。天皇主権の「国体」を支える歴史・文化として天皇||「民族の家父」という周知の「家族国家」観も両者に共通している。しかし穂積の天皇と国民の間に支配||服従関係が含まれるとする「家族國家」の像は、憲法体制成立期に構想された慈惠あふれる「郷党社会」や後述する上杉の天皇―国民の「和合」のイメージとは異なつていることに注意する必要があろう。この差異は、進化主義的色彩の濃い穂積の「政治」観に既に現われていた。彼によれば「個独ノ生存」と「合同ノ生存」⁽³³⁾が結合した人類の生存は「社会進化ノ理則」「適者残存ノ要件」⁽³⁴⁾に合致するが、弱者・強者間の生存競争の場たる社会に「安寧福利」をもたらすために「權力ヲ以テ……支配スル」⁽³⁵⁾のが政治である。ただし政治||国家も社会の不平等性を止揚することはできない。勿論「權力ハ意思ノ力」であつて單なる「腕力」ではないことは認められるが「權力関係」とは「平等ナル意思」ではなく「強弱ノ差等」ある意思の関係である。これらの意思の中で「社會ニ於ケル最高強大ノ意思」が「主権」であり、特殊日本の場合、「主権」は「天皇」が所有している。⁽³⁶⁾こうして「社會」と同様、政治―国家において弱者と強者の葛藤が継続し、その中で「國民」には主権に対して「服従スヘク反クヘカラサル」⁽³⁷⁾ことが要請されるのである。弱者たる国民は生存競争の中では常に敗北を運命づけられているといえよう。

天皇||國家と国民の支配（權力）関係のヒエラルキーの中に「家」も位置づけられることになる。即ち「家ノ關係」は古来から「家父ノ主権」と家族員の「服従」から成り立つ「權力関係」だとされる。⁽³⁸⁾こうして「家」 자체がすぐれて政治的なものとして捉えられことになる。従つて「家」内部には、所謂家族主義的なあたたかさは存在しえ

ない。勿論、国家に対し国民への保護、慈惠が求められるのと同様に、家父長にも家族員に対する義務遂行が期待されている。しかし家父長一家族員が平等者間の「権利関係」ではなく、不平等者間の「権力関係」とされる以上、法的な義務・権利（即ち国民・家族員が国家・家父長に保護・慈惠の遂行を請求できること）にはならないことは言うを俟たない。⁽³⁹⁾

穂積が政治の葛藤的側面を重視する背景には、彼が生きた時代の歴史の刻印が看取されよう。対外関係において彼が現在を「國家時代」と規定する時⁽⁴⁰⁾、彼は強国が弱国を支配する帝国主義的な現実を視野に収めていたことは確かであろう。さらに国内でも、社会的底辺にある労働者・小作人を含み込んだ社会主義運動、護憲運動に代表される中小ブルジョアジーの動向があつた。この葛藤に対して諸利害の主張を政治レベルで調整する「制度」を形成していく美濃部らが選択した方向を取るのではなく、諸利害の葛藤を強圧的に抑え、国民の擬似「自發的」服従を担保として上からの秩序形成する方向を選んだ点に、穂積の護教的性格を見ることができる。勿論、社会的事実である生存競争にまつわる葛藤を鎮める「制度」を穂積が考えていないわけではない。彼が「立憲政治」を一応承認するのはその現われでもあつた。しかし「立憲政治」の意義付けに際しても、国民による下からの利害・権利主張を容認する「制度」に対する嫌悪を読み取ることができる。

穂積によれば、「立憲政治」は専制政治の対立物としてそれより一層進化したものである。⁽⁴¹⁾ 立憲制度の基礎の一つである「三権分立」も「権力一ニ帰スル」「專恣濫用ノ弊」を克服するためには不可欠のものである。⁽⁴²⁾ しかし「専恣」の具体的内容として例示されるのが、君主の専制ではなく、議院の専制であることに注意する必要がある。彼にとって「専制ノ最狂暴ナル者ハ國民ノ名ニ於テスル専制」であつた。⁽⁴³⁾ ここには、社会の底辺・民衆の流動化に結合す

る可能性を持つ政党——議会に対する警戒心が見られる。この危機感は、先述の官僚学者一木喜徳郎の「利益争奪の修羅場」＝「多数の暴」という現状認識と共に鳴るものであつたと思われる。

議会、就中「国民ノ公選ニ成ル」下院（＝衆議院）の陥りがちな「専恣」を防止し、「憲法運用ノ機能ヲ全」うするための任務を負うのが国民の利益から独立した「貴族院」であり、三権分立の三機関の中での「軋轢ヲ調和シ國權ノ歸一」を図る三権を超越した大権＝國家元首（天皇）の権力であつた。日本の君主＝天皇は、それ故、一方で制度としての三権分立内部の利害抗争を制度外的な存在として調停・止揚する国権の収攬者であるとともに、非制度的な社会内部で諸利害を荷って相争う即自的な群衆としての性格を揚棄した「臣民」の服従心を動員し國論（人心）を統一する中心でもあつた。「立憲政体」も彼にとつては多数の「專制を防止」する長所があるのみであつて、「私利ヲ濫用」することは許されない。あくまでも既定の秩序が前提であり、国民の側にも「忠誠奉公の精神」⁽⁴⁵⁾が存在することが予定されていた。この秩序の頂点に君主＝天皇が超然と置かれている。

しかし、現実政治における葛藤の存在（生存競争）の是認、さらにその前提たる社会＝群衆の利害主張の存在の認識を持つ穂積にとつては、葛藤する現実のゆえに、国家—国民に統一＝秩序をもたらすためには、現実が最早依拠すべき根拠の喪失態である以上、現実ではないものに自らの理想の展開根拠を求めるほかはなかつた。穂積と同様に現実を「墮落」と断じた佐々木・美濃部ら所謂民本論者が「世界の大勢」としての立憲制度化の方向に現実打破の途を求めたのに対して、穂積にとつては「墮落」こそが世界の大勢＝進化である以上、自然生成的な将来に向けて期待を留保しておくわけにはいかなかつた。この難問を解く切り札として注目されるのが、天皇—家—臣民を結びつける日本歴史・文化の特殊性としての「国体」であつた。穂積にとって国体は、主権の所在というあらゆる国家に共通す

る普遍的基準となる概念であるとともに、日本の政治・歴史の固有性＝優越性と結びつけられて特殊化された意味でも用いられるという二面性があった。その際、後者にややアクセントが置かれるながらもこの二面性が維持されているところに、国体を日本の特殊性のみで捉える傾向の強い上杉との違いがあった。穂積の国体にまつわる普遍性と特殊性の両義的な捉え方は、先の立憲制度の二面的な理解にも、次に述べる家制度の理解にも見られるところであった。

社会や国家にふくまれている葛藤・対立を鎮めるために単に「家制」のみを強調することは、前述の如き「家制」自体が不平等なる意思関係としての権力関係のミクロ・コスモスであるが故に、不十分なものとならざるをえない。そこで國家政治—家政治の秩序破壊要因＝不平等性＝政治性を無化すべく期待されるのが、家—民族—国家を貫く権力関係の他の局面である同祖性の神話であった。「日本民族」が单一の天祖から派生した同等の一団であり「天皇」がその直系にすぎないとする同祖（同族）結合の思想は、不平等な権力関係を曖昧化し、それを既存のもの＝運命的なものとして国民に承服させる内的契機たりうる。国家（天皇—臣民）一家（家長—家族員）の政治的ヒエラルヒーは、心情的・非制度的な祖先崇拜で無化されることになる。周知のように明治二〇年代の穂積の論説において、国家の細胞としての「家制」の中心核が「祖先崇拜」であることが既に述べられていた。さらに親族法が部分的には公法に属するという説に賛意を表し、親子関係が「権力ノ関係ト云フ考ヲ養フ大ナル教育場」であると位置づけ(46)、その中で養われる「死人崇拜」「祖先崇拜」が国家政治に必須である「人心團結ノ根元」を確固たるものにするとした。⁽⁴⁷⁾国家安定の基礎としても「祖先教」を護持せねばならぬと述べて、「祖先教」と「国体」の緊密な関係を強調している。この祖先教—家制と結びついた日本の「国体」の特殊性の主張は、晩年に至るまで維持されつづけられたと言えよう。

しかしここでも特殊性の強調とならんで、普遍性の主張がみられるのである。穂積によれば、家制—祖先教の存在

は必ずしも日本独自のものではない。家—国家の結びつきは、歴史の進化の一途の段階で、ある程度普遍的に見られるのである。ほかならぬ西欧においても、キリスト教が流入した後は君主主権と相入れない民主主義の伝統が歴史化してしまったが、それ以前の古典古代の時期には、日本と同様、家—祖先教と結びついた国家が形成される歴史を持っていた。⁽⁴⁸⁾ それでは日本の独自性はどこにあるのか。日本の特殊性は歴史の進化のある段階、家—祖先教—国家が安定した結びつきを開花した時代をいわば「石化」したところにある。このことによつて、現実の利害葛藤による進化^{（49）}変動を克服し、不動の秩序・安定がもたらされることになった。普遍的な進化の様々の段階の中で、いわば西欧に対する日本のおくれ^{（50）}後進性が「国体」として誇示されている。この後進性を堅持する限り、西欧が現在被つている「社会問題」に代表される多くの困難を日本は回避することができる。しかし現実は生存競争という葛藤の場であり、それに基因する進化を停めることはできない。日本の進化は西欧のように「家制」が維持されている段階を越えて民主主義へと上昇していくかも知れない。さらに「国体」の存在ですら「歴史ノ成果」であり「国民ノ確信」によって決定されるとするならば、「国体」の不变性・特殊性に安閑と依拠してはおられなかつた。「歴史」が質的な変化^{（51）}進化していく浮動性をもつとともに、「国民ノ確信」も明治末期の人心の動搖の中に穂積が感じとらざるをえなかつたように「国体」に背を向けて動き出さないという保障はない。立憲制度、国体、家制、歴史の進化の捉え方のそれぞれに見られる（西欧との）普遍性、（日本の）特殊性の併存・矛盾を理論的に克服することなく、理論内部の葛藤と、理論と現実との葛藤という二重の不安の中で、上杉・美濃部論争のさ中、穂積はその生を終えた。

穂積に見られた現実政治の葛藤的側面、それを止揚すべき三権分立などの立憲制度、さらに立憲制度、国体の内部の普遍性と特殊性の併存・対立などの契機を殆んど受け継がないで、自らの憲法—国体論を構築したのが、穂積の晩

年の弟子・上杉慎吉であった。上杉においては諸個人・各階層の利害主張の現実や矛盾が無視されるばかりか、政治一国家のレベルについても、穂積が強調した不平等な意思関係＝権力関係の側面が軽視され、国民の無力＝国家への服従と天皇の利益と国民全体の利益の即目的な「和合」が強調される。⁽⁵⁰⁾ こうして国民各個の現実の利害主張の葛藤を止揚した天皇－国家の観念的枠組＝「国体」があたかも現実そのものであるかの如く国民の前に提起されることになる。そこでは天皇の意思即憲法即国家即現実であって、師・穂積を悩ました権力関係たる支配（天皇－国家）－被支配（国民）の関係（政治）に如何に安定した秩序を賦与するか、更にその根拠をどこに求めるかといった問題は看過される。建国において既に確定されてしまったという日本の政治・歴史のあり方＝「国体」によって、全ての課題が解決されることになる。換言すれば、現実は全て「国体」の流出として解釈（解決）しうるのである。

勿論、「国体」への上杉の楽觀は、現実への彼の樂觀を示すものではない。反対に、穂積と同様あるいはそれ以上に、現実での美濃部の主張に見られる反国體の学説の流行に上杉は危機感を抱いていたと思われる。則ち美濃部学説それ自体についてもあるが、美濃部やそれ以上に「極端過激なる説」が少なからぬ流行をみせる現状に対して「一人の起ちて公憤を発したる者あることを聞かぬ」「世間の態度」に上杉は危懼を持った。⁽⁵¹⁾ それ故にこそ危機を止揚しうる「国体」の自覚が、非学問的な熱情を伴つて、無前提に持ち出される。美濃部らの天皇機関説も後の吉野作造の「民本主義」も、天皇＝国家と国民の利害の対立を前提とする西欧にその根を持つ「民主主義」の変種であるが故に、日本の古来の「民本主義」の「国体」とは合致しないのである。こうして、穂積にあっては西欧の歴史についてキリスト教伝来とそれ以後に区別され、以前については日本と西欧の歴史は同じ進化の道にあつたという共通点が指摘されたのに対しても、上杉においては、キリスト教伝来以前のギリシャ・ローマの歴史も「民主主義」の歴史とされ、西

歐一般と日本の共通性が否認されるに至る。⁽⁵³⁾歴史の方向をめぐって、西欧と日本はその端初においてそれぞれが特殊性しか持たぬことが予定され、西欧と日本を結びつけるものはもはやない。穂積の普遍性と特殊性の併存・矛盾を上杉は特殊性＝国体の一面的な強調によつて克服しようとしたのであつた。

さらに、穂積が認めていた国体＝歴史の成果＝民族の確信という主張もまた否認されることになる。国体を歴史や国民の確信に依拠させる時、国体の不变性の弁証は不可能であつた。それ故「国体」は「民族確信の結果」でも「長き歴史の結果初めて定まつた」ものではなく、「天祖自ら定められたもの」であり「建国の初より確固不動のもの」である。⁽⁵⁴⁾こうして「国体」は明治維新以降の「憲法」制定にみられる制度的な枠組からも解放されて、超制度的、超国民的、超歴史的な絶体性・不变性を持つことになる。その絶体性・不变性は「天祖」＝天皇の主体的な決断であり、これに対してもいささかの批判もゆるされない。ここでは、美濃部が求めた学問上の異説に対する寛容が存在する余地はなかつた。上杉の依拠するものが無条件に正しいが故に自らの学問体系も正しいとするトートロギーが繰返されるにすぎない。上杉にあつては「国体」の特殊性が絶体性に転変することによつて、普遍に対する特殊の自覚が稀薄になり、その分だけ国体に対する学問的－法学的考察が怠られることになつた。

こうして美濃部が日本の立憲政治の積極面である西欧近代の立憲主義に通ずる普遍性を強調することにより、立憲主義の日本での定着を図ろうとしたとすれば、上杉は日本の立憲政治に潜在した国体の特殊性をやや一面的に強調することにより、立憲主義の定着化を阻止しようとしたといえよう。東大の憲法講座は相変らず正統的君主主権説を唱える上杉によつて担当された。大正デモクラシーの潮流がさらに昂まつた時、美濃部が漸く憲法第二講座を持つことになる（大正九年）。しかしこれは後のことであつた。明治末期について言えば、政治制度とそれを支える歴史・文

化の関連如何という「憲政」論議の基調が、上杉の超制度的な「国体」論によって曖昧化されるとともに、伝統的国体論からの反撃を受けた美濃部自身も、前述したように、憲法以外のレベルにおいて「国体」の優秀さ、連續性を承認することを通して、制度を支える歴史・文化の中に仮構の「国体」を含みこんでしまうことになった。

とはいって、美濃部の「国体」論の欠如（天皇機関説の非日本的性格）を指摘する穂積—上杉らの「国体」論への接近態度にも問題性はある。法理論の外部で「国体」論を是認した美濃部の歴史的・倫理的「国体」概念が非歴史的而非現実的であったのと同様、祖先教や建国の神話という歴史を典拠とした穂積—上杉の「国体」論もまた非歴史的なものであった。勿論、穂積の場合、前述したように、「国体」が「歴史ノ成果」「国民ノ確信」に依拠することは認められていた。そして「法」の発生についても「民族ノ確信ハ法ノ淵源」とする「サビーン」に賛意を表している。⁽⁵⁵⁾

このことは、ザヴィニら所謂ドイツ歴史法学派が「過去」の総体としての「民族精神」を探求した姿勢と、穂積が自らの「国体」追求の姿勢とを同一視しようとしたことを示していよう。しかしザヴィニが「歴史」の中に、「民族精神」を導く「法曹」によって解明される非歴史的ではあるが一応の普遍性を持つ「繼受されたローマ法」の体系を見い出したのに対し⁽⁵⁶⁾、穂積は日本の「歴史」の中に如何なる繼受すべき「法」の伝統も発見しえず、民族精神としての「国体」をからうじて見つけ出したのみであった。「国体」を「歴史」から切り離した上杉は「国体」＝「神話」として自足したであろう。こうして、「国体」に関しては、美濃部—穂積—上杉は「国体」の事実としての展開を問題としないという点で非歴史的な認識を共有していた。

彼らの「国体」論における非歴史性は二重の意味で現われている。第一には「国体」の不变性、連續性が前提されていること。第二に、同じことの裏面として「歴史」が建国神話における「国体」の確立による流出として捉えられ

てること。その結果として、仮構であれ「国体」の古代史は語られるが、中世以降は返り見られなくなっている。

法理論に限定すれば、美濃部は法学的世界から国体論を排除することにより、日本にとつては前史を持たぬという意味で、非歴史的ではあるが理念的には西欧の伝統的立憲主義にはつながっている近代国家—憲政論を自律的に展開したのに対し、穂積、上杉は無媒介的に法学的世界に「国体」という非歴史性をもちこんだために、法学的世界自体の科学性、普遍性を失ってしまうことになった。後者によれば、法—制度を支えるのが「国体」という余りに非合理的、非法律的伝統であるが故に、現実の秩序を安定化するためには、ウルティマ・ラティオたる生まの権力関係と支配者の慈惠という生まの感情が非法的超法的調整弁として支配と服従の関係の内部に換起されるのであつた。そこでは「国体」という歴史・文化に支えられた法・制度化の一層の展開は考慮されえない。しかし美濃部においても国体論の潜在は不在ではなかつたが故に、穂積—上杉の国体論による反撃に充分には対抗しえなかつた。言うでもなく、現状を批判・改革せんとする者は、批判・改革の対象である社会の現実についての認識・説明をしなければならない。現状を弁護・維持しようとする側が現実を隠蔽する政治神話を称揚するだけでその目的が果せるのに対して、現実を批判・改革しようとする側は、政治神話の仮構性を暴露するためにも現実の客観的な認識をなす必要がある。美濃部は自ら法の実在の形態を単に法の実定性のみではなく、慣習法や理法等の社会的・精神的現象の中に求め、法の実在を国民の服従心という心理的要素で根拠づけた。さらに制度と文化＝国民性の相関性をも主張していたことは既に見たところである。このように法制度が国民の歴史や文化、生ける法などと関連すること、また「歴史」の趨勢として立憲政治が志向されることを述べる以上、現実の歴史、文化、生ける法への関心、認識が必要であつたと思われる。美濃部が自らの法理論—「憲政」論をこの日本の学問・社会の中で（に對して）打ちたてようとするな

らば、「國体」を學問的検討の対象から排斥することによつて法学の学的自律性を維持するに留まらず、仮構の「國体」と代替してしまつた「歴史」そのものに対する学的探求こそが必要とされたであろう。日本の特殊性＝「國体」を法学から切りはなすのではなく、日本の特殊性＝「歴史」の中に生ける法、文化の在り方を究明することによつて、法学の普遍性＝法理論が構築されねばならない。この課題を美濃部は充分に果すことなく、伝統的國体論の公式を無批判に取りこんだのであつた。

- (1) 河上肇「經濟社會終局の理念」社会政策学会編『移民問題』(一九〇九、御茶の水書房復刻版)二六一—二頁。
- (2) 佐々木惣一「立憲非立憲」(一九一六)『立憲非立憲』(一九一八、弘文堂)六頁。
- (3) 田畠忍『佐々木博士の憲法学』(一九六四、一粒社)六頁。
- (4) 佐々木、前掲「立憲非立憲」七一八頁。
- (5) 佐々木「我が立憲制度の由來」(一九一五)、前掲『立憲非立憲』一〇四頁。
- (6) 佐々木、前掲「立憲非立憲」一〇五六頁。
- (7) 同右、一〇八—一〇頁。立憲政治を「平凡政治」とする佐々木は、「社会の識者」の役割を無条件に評価しているわけではない。しかし「立憲政治の下に於ても〔專制政治下とは異なつた意味での……引用者註〕偉人を要する」とも述べているように、「偉人」「先覚者」への期待が大きい。
- (8) 勿論、單なる日本での立憲制度の定着化の不可能を強調しているのではない。佐々木は「憲政施行以来茲に二十五年余、敢て短しとはせないが、而も永遠に發展すべき国家の方針の試験に於て絶望するには余りに早い」とし、国民各自の「自信」「努力」「覺悟」の必要性を説いて、立憲制度の可能性を探求している。同右一一〇頁。
- (9) 美濃部達吉「近代國家ノ特質」『法学協会雑誌』二八卷二号(一九一〇)、三七六—七七頁。
- (10) 同右、三七七頁。
- (11) 美濃部「近時の政界に於ける憲法問題」星島一郎編『上杉博士對美濃部博士最近憲法論』(一九一三、実業之日本社、以下『憲法論』と略記)一二〇五頁。

(12) 美濃部「帝国の国体と帝国憲法」『憲法論』三一五頁。

(13) 美濃部、前掲「近時の政界に於ける憲法問題」二〇八頁。

(14) 美濃部「議会と国民の同化」『太陽』一六卷一号（一九一〇）六三頁。

(15) 美濃部「国家及政体論」『憲法論』三七五頁。

(16) 美濃部「非制定法小論(一)」『法学協会雑誌』二七卷二号（一九〇九）参照。

美濃部によれば「慣習法ガ法タル力ヲ有スルハ敢テ國家ノ承認ニ因ルニ非ズ」「法トハ吾人が一般ノ社会的生活ニ於テ必ズ遵ハザル可ラザルコトヲ意識シタル法則ニ外ナラズ」（一七四頁）であり、「制定法ハ理法ト相調和スルニ依テ始メテ確実ニ法タル力ヲ存スル」ことができると法の奥にある「理法」（自然法ではない！）を強調していた。（同一六六頁）。

(17) 美濃部、前掲「近時の政界に於ける憲法問題」二二三頁。

(18) 美濃部、前掲「国家及政体論」三七四頁。

(19) 美濃部『憲法講話』（一九一一）但し本稿では大正七年の縮刷版（一九二一増刷、有斐閣）による。二頁。

(20) 同右、二頁。

(21) 美濃部、前掲「国家及政体論」三七四頁。

(22) 浮田和民「無用なる憲法論」、織田万「国体と民政」。両論文とともに『憲法論』に所収。

(23) 市村光恵「上杉博士を難ず」『憲法論』九九頁。

(24) 同右、一〇九一一〇頁。

(25) 美濃部、前掲「議会と国民との同化」六三一四頁。

(26) 美濃部「選挙法大意」『国家学会雑誌』二三卷六号参照。

(27) 美濃部、前掲「近時の政界に於ける憲法問題」二〇六頁。

(28) 同右、二二〇頁。

(29) 長谷川正安「憲法学史(中)」『講座近代日本法発達史』第七卷（一九五九、勁草書房）一九三頁。

(30) この意味でも、美濃部の「日本憲法に対する態度は、一見歴史的にみえて、實際には、きわめて非歴史的」だとする長谷川正安の指摘が妥当する。長谷川、同右、一九〇一九二頁、参照。

- (31) 天皇機関説の優勢について穂積八束は次の如くのべている。「多数ヲ以テ決スヘシトセバ、我カ学者ノ通説ハ所謂君主機関説ナルコトハ論ナシ、予ノ国体論ハ之ヲ唱フル既ニ三十年……而モ世ノ風潮ト合ハス、後進ノ熱誠ヲ以テ之ヲ継続スル者ナシ、今ハ孤城落日ノ歎アルナリ」穂積八束『憲法提要』上(一九一〇)二一四頁。
- (32) 例え、穂積、同右、二六四一六五頁参照。この点については、マイニア、田中成明他訳『西洋法思想の継承』(一九七一、東京大学出版会)八一頁、参照。
- (33) 同右、一頁。
- (34) 同右、三頁。
- (35) 同右、八頁。
- (36) 同右、五六一七頁。
- (37) 同右、六九頁。
- (38) 穂積「公法ノ特質」『法学協会雑誌』二二卷一号(一九〇四)穂積重威編『穂積八束博士論文集』(一九四三、有斐閣)以下『論文集』と略記)六一七頁。
- (39) 国家—国民の関係について、臣民(国民)という「国家ノ分子ハ國家ニ同化スルニ於テ分子」であるとして「従順」と「忠誠奉公」などの下からの義務遂行を強調した。前掲『憲法提要』三八五頁。など参照。
- (40) 同右、四八一九頁。「人類ノ發展」「生存競争ノ大勢」から見て「今ノ世界ハ國家時代」であり、その現実を否認する個人主義、社会主義は「國家組織ノ解散」、「民族ノ自殺」を企てる「國家ノ賊」「社会ノ公敵」だとされる。同右、四八一五二頁。
- (41) 穂積「憲法及内閣制」『法学協会雑誌』(一八八九一九)『論文集』四二一頁。
- (42) 穂積、前掲『憲法提要』一〇七頁。
- (43) 同右、一一九頁。
- (44) 穂積「貴族院ノ独立」『国家学会雑誌』一九卷一号(一九〇五)『論文集』所収、参照。
- (45) 穂積「國民道德ノ要旨」明治四四年七月、文部省主催の教員に対する講演筆記。『論文集』九一五頁。
- (46) 穂積「祖先教ハ公法ノ法源ナリ」『国家学会雑誌』五卷六〇号(一八九二)『論文集』所収、二三三八頁。

(47) 穂積「家制及国制」『法学新報』一三巻（一八九二）二五〇—五一頁。

(48) 穂積、前掲「国民道德ノ要旨」九一〇頁。

(49) 穂積、前掲『憲法提要』七〇頁。

(50) 上杉慎吉「國体に関する異説」『憲法論』三七頁。

(51) 上杉「予の國体論と世論」『憲法論』一六二—十三頁。

(52) 上杉「國体と憲法の運用」『憲法論』二六九—七一頁。

(53) 上杉によれば「西洋人ノ國家觀ハ古ヨリ今ニ至ルマテ民主々義ヲ離ル、コト能ハサルナリ」とされる。上杉「國体及政体」『憲法論』三五〇頁。また上杉『帝国憲法述義』（一九一四、有斐閣、本稿では一五年再版使用）七二頁以下の「歐羅巴思想の淵源」についての略述を参照のこと。

(54) 上杉、前掲『帝国憲法述義』一八三頁。

(55) 穂積、前掲『憲法提要』七〇頁。

(56) ザヴィニについては、河上倫逸『ドイツの市民思想と法理論』（一九七八、創文社）、参照。

むすびにかえて

明治末期の「憲政」論は美濃部・上杉論争において理論的争点が明確化されるとともに、國体論への両者の過敏な反応の故に、論争が中断され、「國体」問題に収斂するような非合理的な方向へと旋廻していった。一方が頭在化した國体論による非法學的憲政論とすれば、他方は潜在的國体觀をともなつた法學的憲政論を主張したといえよう。所謂「憲法」論争がアカデミー内部に止まっていたならば、美濃部は自らの潜在的國体論を明言することなく法學の自律性を弁証しえたであろう。しかしそれは現実には次の諸側面から不可能であった。(一)、論争が高級官僚の養成所である法科大学の中で行なわれたこと。学問上の対立も政府＝官僚の意図・思惑に結びつくことになろう。(二)、美濃

部らを取りまく社会・政治情況から見ても、憲法論争は知識社会内部に收まり切らず、論壇—政界—国民をまきこむ可能性を持った時期に提起せられ、現実にも憲政擁護運動の昂揚を背景として展開されたこと。⁽³⁾ 美濃部の主観的意図から言つても、国体論と結びついた専制的・反立憲主義的憲法学を克服する必要があつた。即ち彼の法学を形成するためにも法学から国体を排除することは第一の標的であつた。さらに、法学（精神科学）における事実と當為の緊張関係を主張する美濃部は、専制的・反立憲的憲法学が国民の輿論となることに危懼せざるをえなかつたであろう。こうして美濃部の論議も国体論に触れざるをえなかつた。しかしその際「国体」への学的探求はとざされてしまうのである。

勿論この時期に「国体」への批判的検討の潮流がないわけではない。「大逆」事件に連なる社会主義者の政治的実践は言うまでもなく、アカデミー内部においても、「大逆」事件との連関で政治問題化した「南北朝正閨」論争があつた。喜田貞吉らの南北朝併存説は「国体」の单系的連續性を疑義せしめるものであつた。この背景には「日本史における中世の発見」といわれるような新たな中世史研究の隆昌があつた。⁽¹⁾ 国体論的歴史觀によれば「国体」の不明の時代として断罪される中世が、西欧との共通点、一致点を持つものとして読み直されている。例えば、美濃部が兼任した法制史講座を受け継ぐことになる中田薰は中世ゲルマン法と日本中世法の類似を強調⁽²⁾し、原勝郎は日本中世が單なる動乱・墮落の時代ではなく、日本文化の母胎となつたことを主張した。こうして日本歴史を「国体」の流出として解釈する道が拒否され「過去の日本のなかに西欧を発見する」ことを通して、日本の西欧化、文明化が新たにめざされることになる。⁽³⁾ ここには、国体論者・穂積のように西欧の日本との類似性を古典・古代に限定するのではなく、西欧近代の母胎である中世を日本が共有することを説くことによつて、日本の近代化も普遍性を持つことが展望され

ていた。美濃部のように普遍的価値を西欧－近代に限定し日本の特殊性を「国体」論として潜在させるのではなく、

日本の特殊性＝歴史・文化の発展の中に西欧に連なる普遍性を探求する方向が暗示されていたとも言えよう。

こうした方向は、東大において中田薰と同窓であり、この時期（明治四〇年代前後）にその関心を農政論から民俗学へと転回させたといわれる柳田国男によつても共有されていた。国家の政策としての農政に対する彼の批判・提言の集大成とでも言うべき『時代ト農政』等の諸論文において、柳田は所謂「家族國家」としての明治国家の基礎とみなされている家族－社会の家族的紐帯そのものが弛緩をきたしている現実を認識し、その方向を推進し、政治上・社会上同等の権利を要求して来ている生産者の中間層たる自小作農の経営安定化を図る「中農養成策」を提言した。⁽⁴⁾ ここでは天皇制国家のイデオロギー的・社会的基盤である「家族国家」観と寄生地主制の現実が批判的に剔抉されている。それ故、政府＝官僚に対する批判を含む『時代ト農政』から非政治的な国民の「心意」現象を探求する「民俗学」への転換は、「大逆」事件以後の「冬の時代」を前にした柳田の政治から非政治への転向に似た態度の現われとも解されよう。⁽⁵⁾ しかし本稿の視点からすれば、柳田の国民の歴史文化の探求への方向性は単に非政治への逃避とは考えられない積極的意味を持つように思われる。それは、美濃部や穂積一上杉が回避した「国体」に対する学問的接近の一歩を示したとは言えないだろうか。この時期の柳田にとって探求されるべきものは、文字によつて書き記された神話ではなく、現実を生きる民衆が担う伝承であり習慣であった。こうして柳田によつて集められた報告の中には、現実の「生ける法」とでも呼ぶべき数々の現象も含まれている。⁽⁶⁾ これは中田薰の法制史の方法論ほどには明確ではなくとも広い意味での「自由法学」の立場に立つものと言えなくもないであろう。さらに柳田の探求する国民の歴史・文化は一元的に「国体」に還元されるものではなかつた。彼の関心が国民の多数を占める後の言葉で言えば「常民」

に対してだけではなく、山の民、サンカなど少数の底辺民衆にも向けられていることに注意する必要があろう。そこでは一元化の傾向がある「国体」に対して、対極としての異文化（山の民、サンカ）をさし示すことによって、国体の絶体化を阻止することが試みられている。中田薰—ギールケが多元的社会の考え方を示したとすれば、柳田は多元的文化論を示したのである。こうして伝統的国体論が依拠する日本民族と文化の一元性の神話が議論の俎上にあげられることになる。後の柳田が民俗的伝統の中に「原日本」を追い求めたのとは異なって、この時期にあっては政治・思想状況をふまえて「現日本」こそが認識すべき課題とされていたと言えよう。⁽⁸⁾

勿論、これらの「国体」への批判的検討の潮流は所謂美濃部・上杉論争、憲政擁護運動と現実的な関係を持ったわけではない。喜田、中田、柳田はいずれにしろ「国体」への批判的研究に根ざした政治・制度論を展開していない。反対に美濃部らも、戸水寛人事件については大学の自治権確立のために積極的に運動を展開したが、学問の自由にも連関する「南北朝」問題には沈黙したと思われる。

しかし両者の課題とするところには、互に共鳴するものを持ったことは屢々述べたところからも明らかであろう。大正期にまで視野を拡げるとき、美濃部においては理論として示唆されるに終つた「生ける法」への法学的探求が自由法学—法社会学—マルクス法学の名の下に展開される。⁽⁹⁾さらに「国体」への批判的検討を始めた柳田は大正デモクラシーの潮流を背景として、吉野作造らとともに普選に向けての選挙活動に一時的にしろ関与することになる。その際日本の歴史・文化論と「憲政」論は如何に結合されるのであろうか。とまれ明治末期に提起された制度とそれを支える歴史・文化の関連という問題は後の時代の人々への課題として残されていたのであった。

(1) 石井進「中世社会論」『岩波講座日本歴史8』（一九七六、岩波書店）、三一九一二頁参照。

- (2) 「ダルマニスティンが明らかにしたドイツ固有法の歴史と比較することにより……日本の固有法の歴史を明らかにし」 ようとした中田薰の明治末年から大正期にかけての思想・学問については井ヶ田良治「中田薰」潮見俊隆・利谷信義編『日本の法学者』（一九七四、日本評論社）参照。
- (3) 石井、前掲「中世社会論」三二〇頁。
- (4) (5) 福富正美「明治末期の柳田国男の農政思想」『季刊社会思想』（一九七一、四）参照。
- (6) 例えば明治四二年に刊行された『後狩詞記』参照。
- (7) 後に『山の人生』としてまとめられる著作の内容が、法制局参事官であったこの時期に端緒をもつことを想起されたい。同時期の論作として柳田「山民の生活」（一九〇九、一〇）、「木地屋物語」（一九一一、一）などがある。
- (8) 大正一四年の「青年と学問」と題する講演においても「現在のこの生活苦、若くは斯うして争ひ又鬪はねばならぬことになつた成行」を知るための手だてとして「此国土この集団と自分々との関係を十分に会得」することの必要性を説いている。『定本柳田国男集』二五巻、八九頁。勿論その際「一個民族としての日本人を意識する必要」を前提としていた。
- (9) 磯村哲「市民法学」「社会法学の展開と構造」（一九七五、日本評論社）参照。